



第2次安城市環境基本計画

令和3年度（2021年度）～ 令和12年度（2030年度）

令和8年（2026年）3月 改定版 案



安城市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画期間	5
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の対象地域	5
5. 計画の主体と役割	6
6. 第2次計画の進捗状況	7
7. 改定の視点	8
第2章 理想とするまち	9
1. 理想とするまちの姿	9
2. 4つの柱と1つの土台	11
3. 各柱の関連性	13
第3章 施策の展開	15
1. 基本的施策	15
【1】生活環境保全	15
【2】自然・都市共生	26
【3】資源循環	33
【4】地球温暖化対策	43
【5】環境学習・環境行動	54
2. 計画の体系	57
第4章 計画の推進と進捗管理	59
資料編	60

第1章 計画の基本事項

1. 計画改定の趣旨

本市では、平成 13 年（2001 年）3月に、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されることなどを基本理念とした安城市環境基本条例を制定しました。その理念の着実な実現に向け、同年同月に安城市環境基本計画（第1次計画）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和3年（2021年）3月には、「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」を理想とするまちとして掲げた第2次安城市環境基本計画（第2次計画）を策定し、計画の推進に努めています。

本市は、第2次計画策定後の令和4年（2022年）5月に、2050年の温室効果ガス※排出量の実質ゼロを目指す自治体「ゼロカーボンシティ」として、市民・事業者と共に脱炭素社会※の実現に向けて取り組むことを表明しました。同年同月には、「SDGs 未来都市」に選定され、「安城ならではの公民連携によるウェルビーイング※な脱炭素社会の実現」に向けた取組を進めています。

令和6年（2024年）3月には、第9次安城市総合計画を策定し、目指す都市像として「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」を掲げ、子どもを核としたまちづくりを推進しています。総合計画における環境面においては、重点戦略の1つである安らぎの「ばしよ」を築くプロジェクトとして、豊かな環境と限りある資源を未来につなぐまちづくりを進めています。

また、令和7年（2025年）3月には、第2次計画に内包していた地球温暖化対策の推進に関する法律※第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適法※第12条に基づく地域気候変動適応計画を分離、独立させた安城市ゼロカーボンシティ推進戦略を策定しました。令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で46%以上削減する目標を掲げ、温室効果ガス排出量の削減とともに、地域経済の活性化や快適で豊かな暮らしを実現し、安全・安心で誰もが住みたくなる魅力あふれるまちを目指し、実効的な施策を推進しています。

これらの第2次計画策定以降の本市の状況や第2次計画の進捗状況、社会情勢の変化を踏まえ、計画期間の中間年にあたる令和8年（2026年）3月に、第2次計画の改定を行いました。

■表 安城市環境基本計画策定以降の市・県などの動き

年度	安城市	愛知県	国	国際社会
平成 12 年度 (2000 年度)	○「安城市環境基本条例」制定【3 月】 ○「安城市環境基本計画」策定【3 月】		○「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」制定【6 月】	
平成 13 年度 (2001 年度)	○安城市せん定枝リサイクルプラント設置【4 月】		○「新・生物多様性国家戦略」決定【3 月】	
平成 14 年度 (2002 年度)	○安城北部リサイクルステーション設置【6 月】 ○安城南部リサイクルステーション設置【11 月】	○「第 2 次愛知県環境基本計画」策定【9 月】 ○「県民の生活環境の保全等に関する条例」制定【3 月】	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【6 月】 ○「使用済自動車の再資源化等に関する法律」制定【7 月】	
平成 15 年度 (2003 年度)	○桜井リサイクルステーション設置【6 月】 ○作野リサイクルステーション設置【12 月】		○「資源の有効な利用の促進に関する法律」改正【4 月】 ○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定【7 月】	
平成 16 年度 (2004 年度)			○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定【6 月】	○E U 域内排出量取引制度開始【1 月】 ○「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(京都議定書)」発効【2 月】
平成 17 年度 (2005 年度)	○三河安城リサイクルステーション設置【10 月】 ○「安城市ボイ捨て及びふん害の防止に関する条例」改正【11 月】 ○「安城市環境基本計画」第 1 次改定【3 月】		○「京都議定書目標達成計画」閣議決定【4 月】 ○「食育基本法」制定【6 月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【6 月】	
平成 18 年度 (2006 年度)			○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【3 月】	
平成 19 年度 (2007 年度)	○御幸本町リサイクルステーション設置【4 月】 ○「安城市一般廃棄物処理基本計画 2008～2017 (平成 20～29 年度)」策定【3 月】	○「第 3 次愛知県環境基本計画」策定【3 月】	○「クールアース 50」発表【5 月】 ○「第三次生物多様性国家戦略」(閣議決定)【11 月】 ○「クールアース推進構想」発表【1 月】	○第 33 回主要国首脳会議(ハイレグダムサミット)【6 月】 ○「京都議定書」第一約束期間開始【1 月】
平成 20 年度 (2008 年度)			○「生物多様性基本法」制定【6 月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【6 月】 ○「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定【7 月】	○第 34 回主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)【7 月】 ○国際再生可能エネルギー機関(IRENA)設立会合【1 月】
平成 21 年度 (2009 年度)	○「安城市環境基本計画」第 2 次改定【3 月】		○環境対応車普及促進税制開始【4 月】 ○「太陽光発電の新たな買取制度」開始【11 月】 ○「新成長戦略(基本方針)」閣議決定【12 月】 ○地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」展開【1 月】 ○地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣 小沢鋭仁 試案～【3 月】 ○「生物多様性国家戦略 2010」閣議決定【3 月】	○「気候変動サミット」開催【9 月】
平成 22 年度 (2010 年度)			(東日本大震災発生)【3 月】	○「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」の開催(日本・愛知)「愛知目標」【10 月】 ○「気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)」の開催(メキシコ・カンクン)「カンクン合意」【11 月】

年度	安城市	愛知県	国	国際社会
平成 23 年度 (2011 年度)	○「秋葉いこいの広場環境学習センター」開設【4 月】 ○御幸本町リサイクルステーション閉鎖【7 月】 ○作野リサイクルステーション移転、新安城リサイクルステーション開設【9 月】		○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」制定【6 月】	○「気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)」の開催(南アフリカ・ダーバン)「ダーバン合意」【11 月】
平成 24 年度 (2012 年度)	○「安城市一般廃棄物処理基本計画 平成 20～29 年度(2008～2017)後期計画(平成 25 年～平成 29 年度)」策定【3 月】	○「あいち生物多様性戦略 2020」策定【3 月】	○「第四次環境基本計画」(閣議決定)【4 月】 ○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」制定【8 月】 ○「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定【9 月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【3 月】	○「気候変動枠組条約第 18 回締約国会議(COP18)」の開催(カタール・ドーハ)「ドーハ気候ゲートウェイ」【11 月】
平成 25 年度 (2013 年度)				
平成 26 年度 (2014 年度)	○総合リサイクルステーション(エコランド)設置【11 月】 ○「安城市さわやかマナーまちづくり条例」制定【12 月】	○「第 4 次愛知県環境基本計画」策定【5 月】	○「エネルギー基本計画」(閣議決定)【4 月】	
平成 27 年度 (2015 年度)			○国民運動「COOL CHOICE」開始【6 月】 ○「気候変動の影響への適応計画」(閣議決定)【11 月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【3 月】	○「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択(国連サミット)【9 月】 ○「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」の開催(フランス・パリ)「パリ協定」採択【11 月】
平成 28 年度 (2016 年度)	○「安城市環境基本計画」第 3 次改定【4 月】 ○安城南部リサイクルステーション閉鎖【3 月】		○電力の小売全面自由化【4 月】 ○「地球温暖化対策計画」(閣議決定)【5 月】	○「パリ協定」発効【11 月】
平成 29 年度 (2017 年度)	○中部リサイクルステーション設置【4 月】 ○「安城市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 2018～2027」を策定【3 月】		○都市ガスの小売全面自由化【4 月】	○「G20 海洋ごみ行動計画」採択(G20 ハンブルク・サミット)【7 月】 ○「気候変動枠組条約第 23 回締約国会議(COP23)」の開催(ドイツ・ボン)「タラノア対話の実施プロセスの決定」【11 月】
平成 30 年度 (2018 年度)	○新安城リサイクルステーション閉鎖【11 月】 ○「秋葉いこいの広場環境学習センター」閉館【3 月】	○「愛知県地球温暖化対策推進条例」制定【10 月】 ○「あいち地球温暖化防止戦略 2030」策定【2 月】	○「第五次環境基本計画」(閣議決定)【4 月】 ○「気候変動適応法」制定【6 月】 ○「第 5 次エネルギー基本計画」(閣議決定)【7 月】 ○「気候変動適応計画」(閣議決定)【11 月】	
平成 31 年度 (令和元年度) (2019 年度)	○柿田公園管理事務所「エコまち」開設【4 月】		○「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定【5 月】 ○「プラスチック資源循環戦略」策定【5 月】 ○「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定【5 月】 ○「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定【6 月】	○「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択(G20 大阪・サミット)【11 月】
令和 2 年度 (2020 年度)	○三河安城リサイクルステーション閉鎖【5 月】 ○「安城市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定【3 月】 ○「第 2 次安城市環境基本計画」策定【3 月】	○「愛知県気候変動適応計画」策定【7 月】 ○「第 5 次愛知県環境基本計画」策定【2 月】 ○「あいち生物多様性戦略 2030」策定【2 月】 ○「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」策定【3 月】	○プラスチック製買物袋有料化【7 月】 ○「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定【12 月】	

年度	安城市	愛知県	国	国際社会
令和3年度 (2021年度)		○「高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030（油ヶ淵ルネッサンス計画）」策定【4月】 ○「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）」策定【2月】 ○「あいちサークユアーエコノミー推進プラン」策定【3月】	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【6月】 ○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定【6月】 ○「地球温暖化対策計画」閣議決定【10月】 ○「第6次エネルギー基本計画」閣議決定【10月】 ○「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定【10月】 ○「気候変動適応計画」閣議決定【10月】	○「生物多様性条約第15回締結国会議（COP15）第一部」の開催（中国・昆明）「昆明宣言」【10月】 ○「気候変動枠組条約第26回締結国会議（COP26）」の開催（イギリス・グラスゴー）「グラスゴー気候合意」【10月】
令和4年度 (2022年度)	○ゼロカーボンシティ表明【5月】 ○SDGs未来都市選定【5月】 ○「安城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改定【5月】 ○篠目リサイクルステーション設置【10月】 ○「安城市一般廃棄物処理基本計画」策定【2月】	○「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」策定【12月】 ○「愛知県気候変動適応計画」改定【12月】	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【7月】 ○「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定【3月】	○「気候変動枠組条約第27回締結国会議（COP27）」の開催（エジプト・シャルム・エル・シェイク）「シャルム・エル・シェイク実施計画」【11月】 ○「生物多様性条約第15回締結国会議（COP15）第二部」の開催（カナダ・モントリオール）「昆明・モントリオール生物多様性枠組」【12月】
令和5年度 (2023年度)	○「安城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改定【9月】 ○プラスチック資源一括回収開始【1月】 ○「第9次安城市総合計画」策定【3月】		○「気候変動適応法」改正【5月】 ○「気候変動適応計画（一部変更）」閣議決定【5月】 ○「熱中症対策実行計画」閣議決定【5月】	○「気候変動枠組条約第28回締結国会議（COP28）」の開催（アラブ首長国連邦・ドバイ）【11月】
令和6年度 (2024年度)	○「安城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改定【4月】 ○「安城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改定【1月】		○「生物多様性増進活動促進法」制定【4月】 ○「第六次環境基本計画」閣議決定【5月】 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正【6月】 ○「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定【8月】 ○「地球温暖化対策計画」閣議決定【2月】 ○「第7次エネルギー計画」閣議決定【2月】	○「気候変動枠組条約第29回締結国会議（COP29）」の開催（アゼルバイジャン・バクー）【11月】

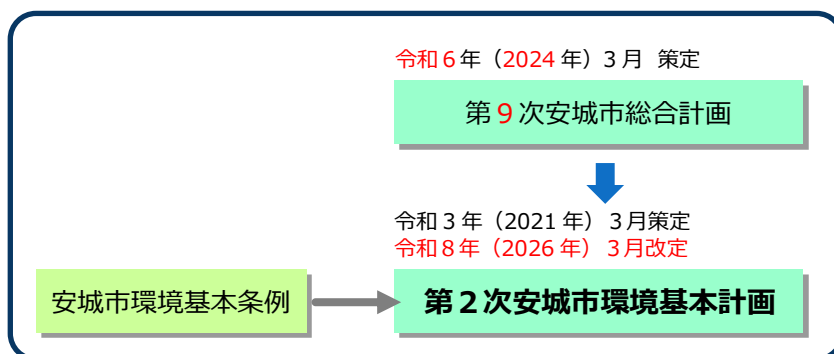
2. 計画期間

第2次計画の計画期間は、令和3年（2021年）4月から令和13年（2031年）3月までの10年間とします。

社会情勢の変化などを勘案し、令和8年（2026年）3月に改定しました。

3. 計画の位置づけ

第2次計画の位置づけは、以下に示すとおりです。



なお、「第3章1【2】自然・都市共生」は、生物多様性基本法[※]第13条の生物多様性地域戦略に該当します。

4. 計画の対象地域

第2次計画の対象地域は、安城市全域です。

5. 計画の主体と役割

環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものです。市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たし、協働することによって施策が実現し、環境基本条例が目指す環境都市の実現につながります。

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政を主体として、それぞれの役割を次のように定めます。

(1) 市民

良好な環境を次代へつないでいくためには、環境について意識し、必要な情報を得ることが望めます。日常生活では、環境に配慮した行動を実践して、環境への負荷を軽減することが求められます。さらに、地域コミュニティを形成することにより、事業者・行政との関係を強化することも望めます。

また、行政や事業者が、実施する環境に関する活動などに対して、積極的な参加や協力が望めます。

(2) 事業者

自らの事業活動が及ぼす環境への影響について認識するとともに、事業活動に伴って生ずる公害の防止をはじめとした環境への配慮が求められます。さらに、自らが持つ技術や経験を生かした環境に寄与する製品やサービスなどの開発及び普及も望めます。

また、行政が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力や、周辺地域の住民との交流などを通じた地域の環境づくりへ積極的に関わっていくことが求められます。

さらに、事業の経営や成長において環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の3つの観点に配慮し、環境問題や社会課題の解決を事業として取り組み、企業の利益（経済的価値）と社会からの評価（社会的価値）の双方を高める CSV（共有価値の創造）により、環境保全、社会・経済発展に寄与することが期待されます。例えば、環境保全のための技術開発や、環境配慮型商品の製造・販売、環境関連サービスの提供など、技術革新の創出により、環境・社会問題の解決と経済成長の同時達成に向けた役割を果たすことが期待されます。

(3) 行政

環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、市民や事業者がそれぞれの立場を生かして、環境の保全及び創造に関する行動を実施できるよう支援します。

さらに、自らの施策を策定し、実施する際には、積極的な啓発活動に努めるとともに、市民や事業者の模範となるよう率先して環境への負荷の軽減に努めます。

6. 第2次計画の進捗状況

第2次計画では、「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」を理想のまちとして掲げ、その実現に向けて様々な施策を推進しています。

成果指標の進捗状況については、生活環境保全の4つの指標や都市公園の面積、多自然川づくり整備延長距離、1人1日当たりのごみ排出量は順調に推移しています。多面的機能活動対象区域面積率については、基準値以上を維持しています。最終埋立処分量及び温室効果ガス排出量については、年度による増減があるものの基準値と比較して減少傾向にあります。

以上のことより、全体的におおむね順調に推移しているといえます。

■表 第2次計画成果指標の推移

生活環境保全						
指標（単位）	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標 令和12年度
①大気的环境基準達成率（％）	100	100	100	100	100	100
②水質的环境基準達成率（％）	64	79	79	79	86	100
③道路騒音の環境基準達成率（％）	100	100	100	100	100	100
④ダイオキシン類の環境基準達成（％）	100	100	100	100	100	100
自然・都市共生						
指標（単位）	基準値 令和2年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	目標 令和12年4月
①都市公園の面積（ha）	100.21	102.28	102.88	103.18	105.76	↑
②多面的機能活動対象区域面積率（％）	90.3	91.3	91.8	91.7	91.5	↑
③多自然川づくり整備延長距離（m）	6,600	6,600	6,600	7,200	7,864	↑
資源循環						
指標（単位）	基準値 令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標 令和12年度
①1人1日当たりのごみ排出量（g／人・日）	918	903	902	863	863	↓
②最終埋立処分量（t）	5,878	4,598	4,840	4,270	4,503	↓
地球温暖化対策						
指標（単位）	基準年度 平成25年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 令和12年度
温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）	1,786	1,673	1,500	1,520	1,381	959

7. 改定の視点

第2次計画期間の中間年にあたる令和8年（2026年）3月に改定を行いました。

改定にあたっては、次の視点により見直しを行いました。

項 目	内 容
社会情勢の変化 （国・県の動向）への 対応	○環境・経済・社会の統合的向上 国：第六次環境基本計画策定（ウェルビーイング／高い生活の質の実現）等 県：第5次愛知県環境基本計画策定（SDGs達成に貢献する「環境首都あいち」の実現）等 ○生物多様性に対する取組加速 国：生物多様性国家戦略 2023－2030 策定（ネイチャーポジティブ（自然再興）※の実現）等 県：あいち生物多様性戦略 2030 策定（コラボレーション（協働）による生物多様性の保全）等 ○資源循環の促進 国：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行、第五次循環型社会形成推進基本計画策定（循環経済※への移行）等 県：愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）策定（循環型社会の形成）、あいちサーキュラーエコノミー※推進プラン策定（サーキュラーエコノミーへの転換による循環ビジネスの進展）等 ○気候変動対策の強化 国：地球温暖化対策計画改定（2050年カーボンニュートラル※）、気候変動適応計画改定（適応策の拡充、熱中症対策の強化）等 県：あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定（2030年度温室効果ガス排出量 2013年度比 46%削減）等
第9次安城市総合計画との整合	○めざす都市像 「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」 ○子どもを核としたまちづくり
第2次計画の進捗状況の反映	○成果指標の進捗状況 ○市民・事業者アンケート

第2章 理想とするまち

1. 理想とするまちの姿

環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち

本計画は、理想とするまちを「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」とします。

これは、本計画の根拠条例である安城市環境基本条例に位置づけられた「環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市」を分かりやすくしたものです。

理想とするまちは、下記の4つの柱とそれらを支える土台により成り立っています。

柱1 生活環境保全

大気・水などが、良好な状態にあること

柱2 自然・都市共生

農地・水辺地などの自然環境が保たれる、適正な土地利用を行っていること

柱3 資源循環

ごみの減量、再利用、処理を適正に行っていること

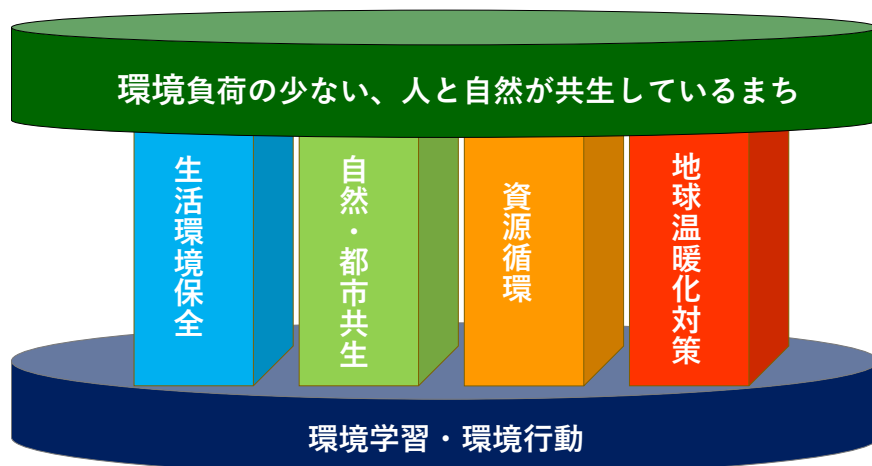
柱4 地球温暖化対策

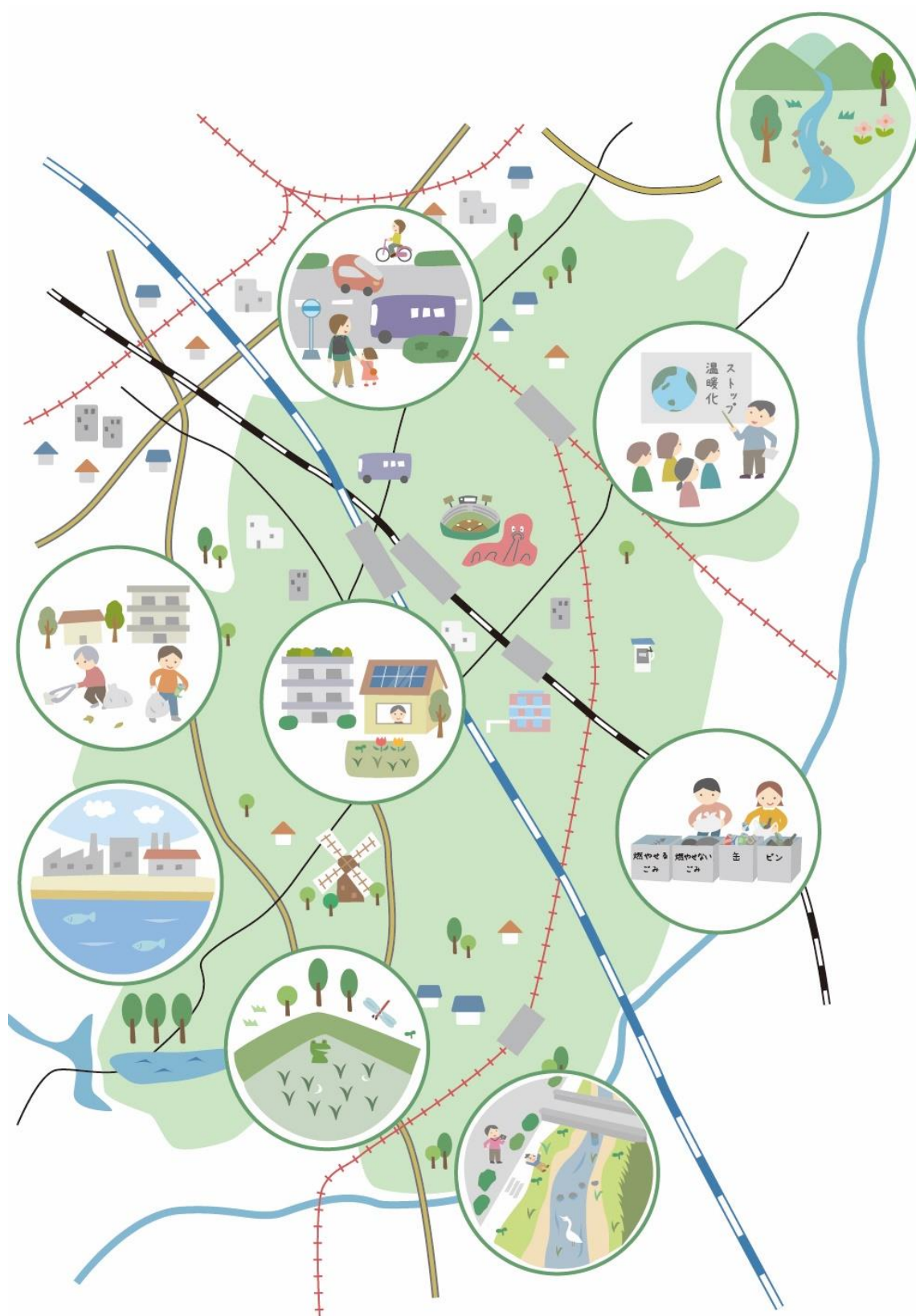
二酸化炭素などの温室効果ガス※排出量が少ない社会構造であること

土台 環境学習・環境行動

市民・事業者・行政が、主体的に単独または協働で行動していること

あらゆる主体が、環境に対しての高い意識を持ち、連携と協働により行動しなければ、各柱は成り立たず、また、どの柱が欠けても理想とするまちは成り立ちません。





2. 4つの柱と1つの土台

理想とするまち「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」を実現するために必要な取組として、安城市環境基本条例第8条に位置づけられた5つの方針を4つの施策の柱とし、第3条に定められた市民・事業者・行政が「自主的かつ積極的に行動する」という理念の部分をも、柱を支える土台とします。

生活環境保全

理想とするまちでは、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音などといった生活や健康に係るリスクが十分に軽減され、市民にとって健康で安全な暮らしが実現しています。

そのために、各主体が大気や排水などに含まれる汚染物質を減らし、周囲に迷惑となる悪臭や騒音などを発生させないような日常生活・事業活動をし、安全安心な生活環境を確保します。



自然・都市共生

理想とするまちでは、良好な農地・水辺地と、緑あふれる都市部があり、まち全体で恵み豊かな自然を感じることができます。

そのために、市域全体で農地を適切に保ちながら、バランスよく都市開発を行います。

また、都市化する中においても、緑地や水辺地を確保し、自然の恵みを感じられるようにします。



資源循環

理想とするまちでは、ごみの減量、再利用、処理が適正に行われ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減されています。

そのために、より一層の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、ごみを減量するとともに、ごみを適正に処理し、最終処分するごみの量を減らします。

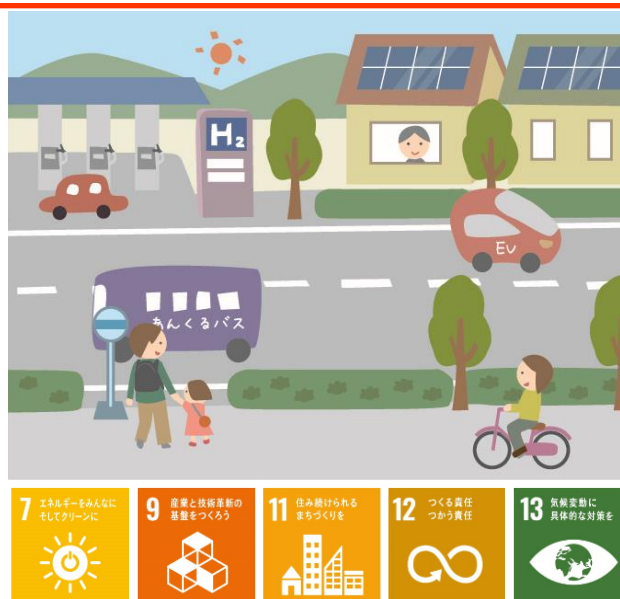


地球温暖化対策

理想とするまちでは、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素などの温室効果ガス※がほとんど排出されていない社会活動が行われているとともに、気候変動への適応策が図られています。

そのために、再生可能エネルギーを最大限に活用し、化石燃料から作られたエネルギーの消費を抑えた生活・事業活動を促進します。

また、気候変動による影響に適応し、被害を回避・軽減します。



環境学習・環境行動

理想とするまちでは、皆が、高い環境意識を持ち、主体的に単独または協働で行動しています。

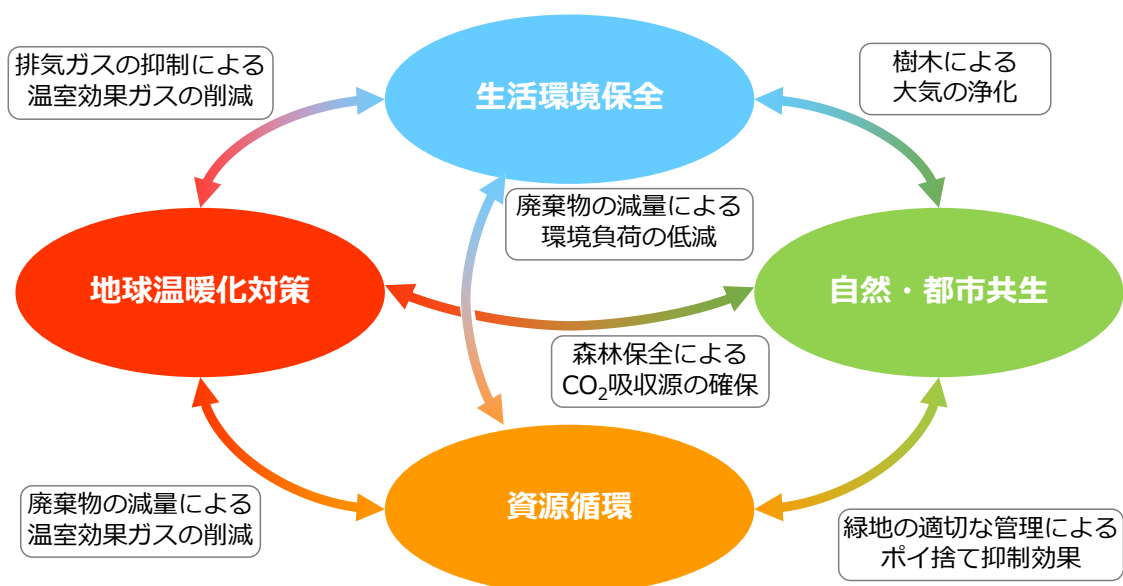


3. 各柱の関連性

ある施策の1つの取組が複数の効果をもたらすことがあります。例えば、「生活環境保全」の施策として水質改善に取り組むと、水辺の生きものの生育・生息環境が良好に保たれ、「自然・都市共生」にも良い影響があります。また、「地球温暖化対策」の施策として、ガソリン使用量の削減に取り組むと、排気ガスが減り、大気がきれいになり、「生活環境保全」や「自然・都市共生」にも良い影響があります。このように、1つの施策は、その分野のみに影響を及ぼすものではありません。

それぞれの柱は単独で存在するものではなく、互いに関係・関連し、相互作用しながら理想とするまちを築きます。

【各柱の関係・関連の例】



環境豆知識 ～SDGs～

SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」です。平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

持続可能な開発は、「将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発」と定義されています。環境汚染や気候変動の影響が深刻さを増すなか、格差、持続可能な消費や生産、気候変動、生物多様性の保全など開発をめぐる国際的な課題は、開発途上国だけではなく、先進国も含めてすべての国が取り組む必要があります。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、すべての人が、それぞれの立場から広範囲な課題の解決に向けて行動することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成
出典：環境省「平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

これは、「環境」の枝葉を基盤とし、「経済」「社会」の葉が繁り、それら三側面を統合する「ガバナンス」（協働による仕組みづくり）を木の幹に例えた模式図です。各ゴールが相互に関連しており、環境・経済・社会の統合的向上の実現が必要であることを表しています。

第3章 施策の展開

1. 基本的施策

【1】生活環境保全

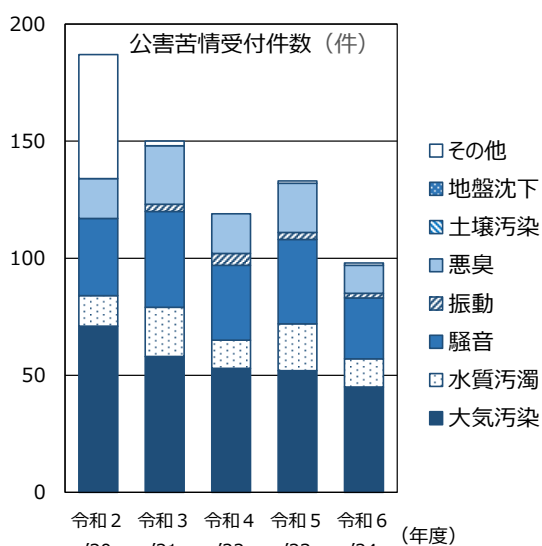
私たちの日常生活や事業活動は、少なからず環境へ負荷を与えており、それが身近な公害となる恐れがあります。日常のささいな行動が思いがけず生活環境の悪化を招くおそれがあることを自覚し、一人ひとりが行動を見直すことが重要となります。

生活環境保全の柱では、安全安心な生活環境を確保するため、市民が暮らしやすいよう、大気・水などが良好な状態を理想とします。

(1) 現 状

- ・本市では、いわゆる公害問題は確認されていませんが、安全安心な環境には、一人ひとりが周辺環境へ配慮することが必要です。公害苦情は、変動はあるものの年 **100件～150件** で推移しています。

■図 公害苦情の推移（本市）



資料：'25 安城の統計

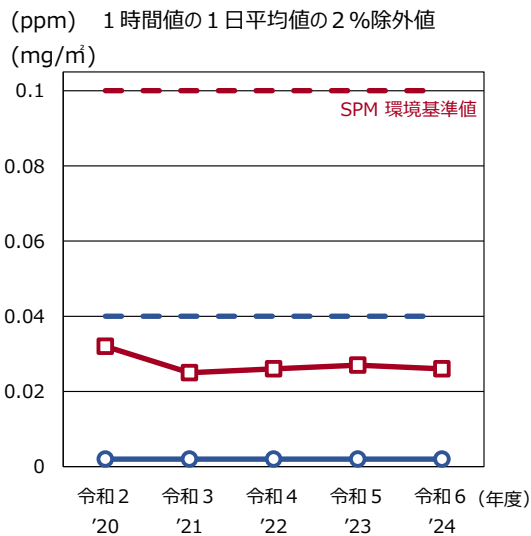
- ・大気汚染の測定は、愛知県が安城農林高校で実施しており、二酸化硫黄[※]（SO₂）、浮遊粒子状物質[※]（SPM）、二酸化窒素[※]（NO₂）、**微小粒子状物質[※]（PM2.5）**は環境基準[※]を満たしている状態が続いています。光化学オキシダント[※]（Ox）は環境基準を満たしていない状態が続いています。
- ・ダイオキシン類は安城農林高校（愛知県が測定）と安城市環境クリーンセンターで測定しており、環境基準を満たしています。
- ・水質の測定は、市内を流れる主要河川において実施しています。河川の水質の目安となる生物化学的酸素要求量[※]（BOD）は、環境基準を満たしていない地点があります。愛知県唯一の天然湖沼である油ヶ淵では、湖沼の水質の目安となる化学的酸素

要求量※（COD）が、環境基準を満たしていない状態が続いています。油ヶ淵は、汚れが底に溜まりやすい形状であり、流入する汚れは、家庭からの排水などが主な原因です。

- ・主要路線（一般国道1号、豊田安城線など）の騒音・振動は要請限度※を下回っていますが、環境基準※を満たしていない地点もあります。

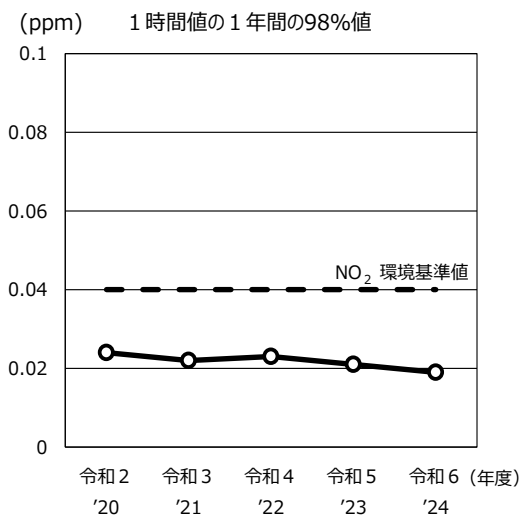
■図 大気測定結果（安城農林高校）の推移

[SO₂, SPM]



資料：令和7年度安城市環境報告書（資料編）

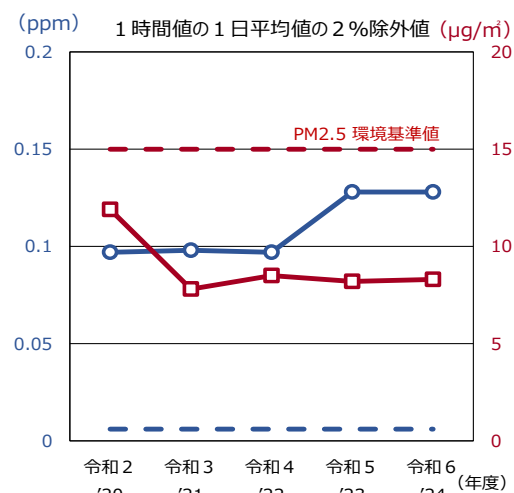
[NO₂]



注：NO₂ の基準値は、正確には「0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」である。

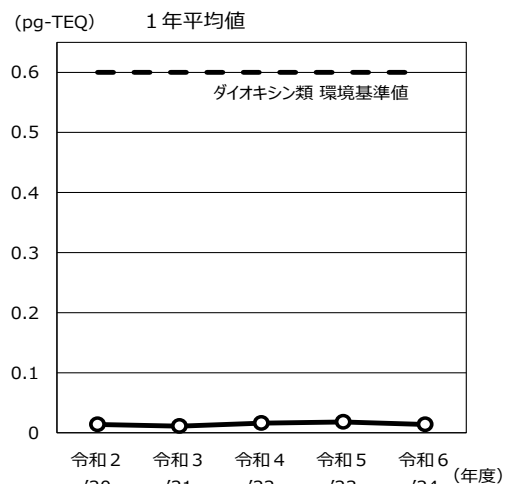
資料：令和7年度安城市環境報告書（資料編）

[O_x, PM2.5]



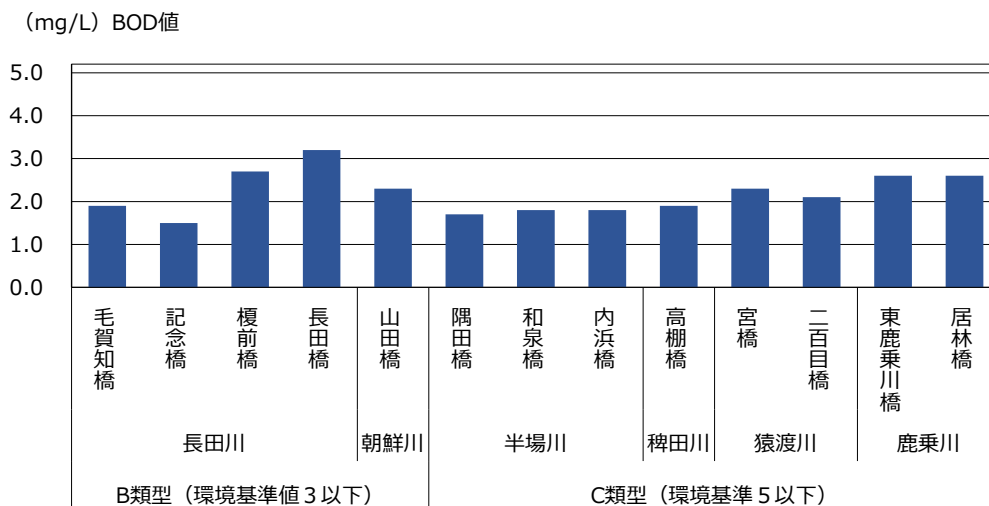
資料：令和7年度安城市環境報告書（資料編）

[ダイオキシン類]



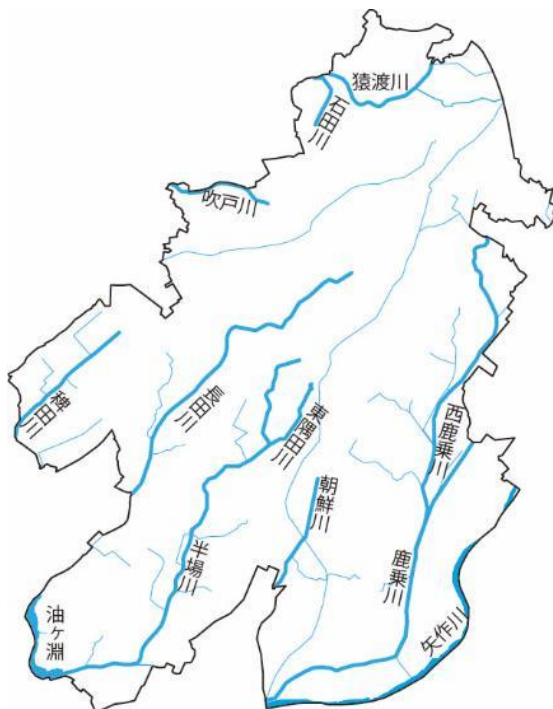
資料：令和7年度安城市環境報告書（資料編）

■図 河川の水質（BOD）の結果（令和6年度（2024年度））

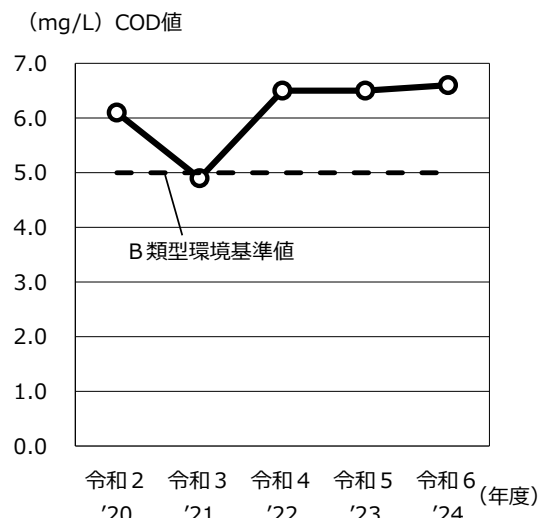


資料：令和7年度安城市環境報告書（資料編）

■図 市内の河川等



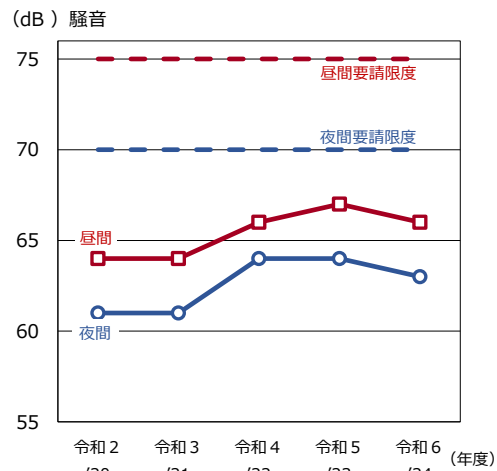
■図 油ヶ淵の水質（COD）の推移



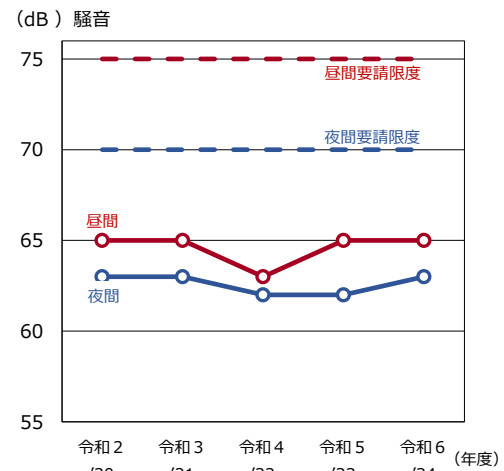
資料：令和7年度安城市環境報告書（資料編）

■ 図 自動車交通騒音測定結果の推移

[一般国道 1 号 (東栄町 6 丁目)]

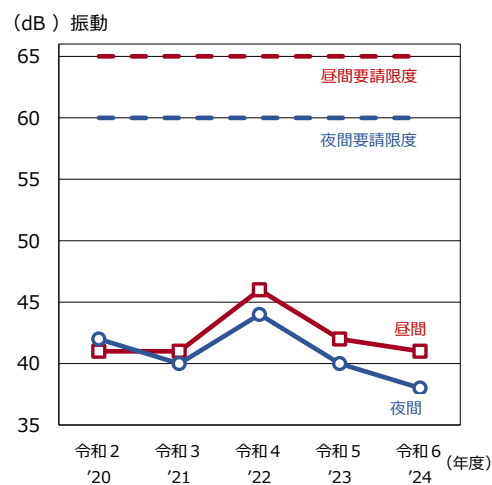


[一般国道 23 号 (城ヶ入町団戸)]



■ 図 自動車交通振動測定結果の推移

[一般国道 1 号 (東栄町 6 丁目)]



■表 自動車騒音常時監視結果（令和6年度（2024年度））

路 線 名 (測定地点)	評価区間			等価騒音 レベル LAeq(dB)		道路に面する地域における面的評価				
	始点	終点	区間の 延長 (km)			環境基準達成率（達成戸数）			区間内 全戸数	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		
一般国道1号 (尾崎町西勘定 9-2)	柿碕町	東栄町	1.9	68	65	100.0% (56)	100.0% (56)	100.0% (56)	56	
一般国道1号 (東栄町 3-7-15)	東栄町	今本町	2.2	66	64	100.0 (641)	100.0% (641)	100.0% (641)	641	
豊田安城線 (橋目町北茶屋浦 187)	橋目町	尾崎町	2.2	70	68	23.1% (12)	0.0% (0)	76.9% (40)	52	
安城幸田線 (河野町藤野郷 106-1)	安城町	河野町	2.4	72	68	5.8% (5)	0.0% (0)	76.7% (66)	86	
令和6年度（2024年度）環境基準の面的評価達成状況						85.5% (714)	83.5% (697)	96.2% (803)	835	

注1：幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準は、昼間（6時～22時）70dB、夜間（22時～翌朝6時）65dB。環境基準値を超過した等価騒音レベルを、 で示した。

注2：面的評価は、道路から50m範囲内の全ての住戸等について、騒音レベルを推計し、環境基準の基準値と比較し、環境基準を達成する住戸等の戸数及び割合を算出することにより評価した。

注3：環境基準達成率は、評価区間内の戸数で評価した。

資料：令和7年度安城市環境報告書（資料編）

環境豆知識 ～油ヶ淵～

油ヶ淵は、県内唯一の天然湖沼であり、長田川、半場川、朝鮮川など市内を流れる河川が注ぎ込んでいます。

環境省が公表する全国の湖沼の水質状況において、全国でワースト2位（昭和59年度）になったことがありますが、近年は流入する河川の水質が向上しており、令和5年度（2023年度）には、全国の湖沼188水域のうち、ワースト21位となり、水質は徐々に改善する傾向が見られます。

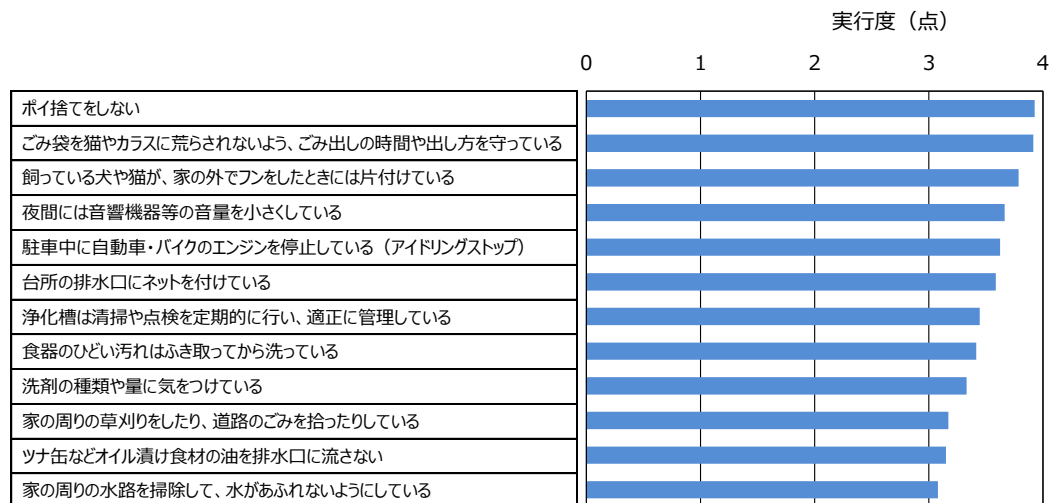


写真：油ヶ淵浄化デーの様子

【アンケート調査より】

- ・市民行動調査では、**ごみやペットの糞に関する取組、騒音や排水に関する取組の実行度が高くなっています。近隣や排水への配慮に関する取組は、すべての項目がよく実行されています。**
- ・事業者取組調査では、**大気・水質汚染の防止や騒音の低減は実行度が高くなっています。一方で、グリーン調達やフロン・代替フロン**の抑制は、**実行度が低くなっています。**

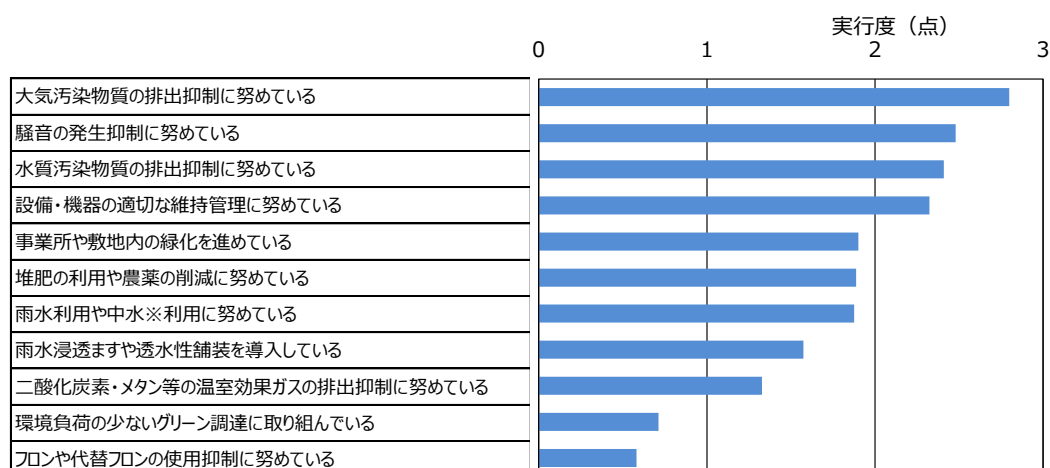
■図 近隣や排水への配慮について（市民）



注：実行度＝{（「いつもやっている」の回答数）×4＋（「時々やっている」の回答数）×3
 ＋（「これからやってみる」の回答数）×2＋（「やるつもりはない」の回答数）×1}
 ÷ {回収数－（「あてはまらない・分からない」回答数）－不明数}
 ※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすことができます。

資料：安城市市民行動調査結果（令和7年5月実施）

■図 公害及び地球環境問題への対応について（事業者）



注：実行度＝{（「実行している」の回答数）×3＋（「今後2年以内に取組む予定」の回答数）×2
 ＋（「今後5年以内に取組む予定」の回答数）×1＋（「現在予定していない」の回答数）×0}
 ÷ {回収数－（「あてはまらない」回答数）－不明数}
 ※実行度は3に近いほど、「実行している事業所が多い」とみなすことができます。

資料：安城市事業者取組調査結果（令和7年5月実施）

(2) 指 標

生活環境の保全及び人の健康被害の防止のうえで、維持されることが望ましい基準として、環境基準[※]などがあります。公害の要素のうち、定点測定している大気、水質、道路騒音、ダイオキシン類の環境基準達成率または要請限度[※]達成率を指標とします。各指標の達成率が 100%となることで、市民が安心して生活することができる環境が確保されていると考えます。

指 標	基準値 令和元年度 (2019 年度)	最新値 令和 6 年度 (2024 年度)	目標 令和 12 年度 (2030 年度)
①大気的环境基準達成率	100%	100%	100%
大気中の SO ₂ 、NO ₂ 、SPM の環境基準を維持します。			
②水質の環境基準達成率	64%	86%	100%
BOD や COD などの環境基準を達成します。			
③道路騒音の要請限度達成率	100%	100%	100%
要請限度以下の道路騒音を維持します。			
④ダイオキシン類の環境基準達成率	100%	100%	100%
ダイオキシン類の環境基準を維持します。			



写真：水質調査の様子



写真：自動車騒音測定の様子

(3) 施策

① きれいな空気を保つ



大気汚染は、主に自動車の利用や様々な事業活動などにより引き起こされます。近年では、**次世代自動車**※の開発や、事業活動により排出される汚染物質を軽減する技術が進歩していますが、引き続き、可能な限り空気を汚さないよう努める必要があります。

【行政の取組】

取組内容
○自動車などからの排気ガスの排出量の削減を推進します。 ○県などと連携し、大気汚染に関する苦情対応を行います。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○屋外では、慣習上必要な場合を除き、物を燃やさないようにします。 ○次世代自動車など排気ガスの排出量が少ない自動車を利用します。 ○アイドリング※ストップなど、エコドライブをします。 ○公共交通や自転車、徒歩で移動します。
事業者	○次世代自動車など排気ガスの排出量が少ない自動車を利用します。 ○アイドリングストップなど、エコドライブをします。 ○公共交通や自転車、徒歩で移動します。 ○大気汚染物質発生施設のある事業所では、設備を適正に管理し、大気汚染を防止します。 ○物流の合理化を図るなど、自動車の走行量を減らします。 ○環境保全協定※を締結するなど、地域の環境保全に積極的取り組みます。

環境豆知識 ～エコドライブ～

地球温暖化対策の取組の1つであるエコドライブには、「エコドライブ 10 のすすめ」があります。①自分の燃費を把握しよう、②ふんわりアクセル「eスタート」、③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、④減速時は早めにアクセルを離そう、⑤エアコンの使用は適切に、⑥ムダなアイドリングはやめよう、⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう、⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備、⑨不要な荷物はおろそう、⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう の10項目です。



② 水環境を良くする



本市の農業・工業に水を供給する明治用水は、矢作川から取水しています。その水源である長野県根羽村の森林が保全されており、上流で健全な活動が行われていることにより、私たちは、質・量とも不安なく良質な水を使用できます。

しかし、私たちは、日常生活や事業活動など何らかの形で、水を汚しています。上流から預かった水は、可能な限り汚れを取り除き、きれいにして下流、そして海へと返す必要があります。

【行政の取組】

取組内容
○下水道の整備・維持管理を行います。 ○合併処理浄化槽※の普及を促進します。 ○農薬や化学肥料の使用量の削減を促進します。 ○農地から河川などへの濁水の流出抑制を促進します。 ○明治用水をはじめ水資源の重要性について意識の向上を図ります。 ○矢作川水源の森の保全を図ります。 ○県などと連携し、水質汚濁に関する苦情対応、油事故対応を行います。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○公共下水道や合併処理浄化槽を使用し、処理されていない生活排水を戸外に流さないようにします。 ○浄化槽のある家庭では、浄化槽を適正に管理します。 ○家庭菜園などで農薬や化学肥料をなるべく使用しないようにします。 ○河川や油ヶ淵などの浄化活動に積極的に参加します。 ○矢作川水源の森の保全に携わります。
事業者	○水質汚濁発生施設のある事業所では、設備を適正に管理し、水質汚濁を防止します。 ○河川や油ヶ淵などの浄化活動に積極的に参加します。 ○環境保全協定※を締結するなど、地域の環境保全に積極的に取り組みます。 ○農薬や化学肥料をなるべく使用しないようにします。 ○田んぼの代かき※による濁水の河川流出を防止します。 ○矢作川水源の森の保全に携わります。



③ 騒音・振動・悪臭などを防止する

日常生活や事業活動などが行われるなかで、騒音・振動・悪臭などによるトラブルが発生する場合があります。そうしたトラブルの未然防止の対応とともに、トラブルが発生した場合には、適切な対応をとる必要があります。

【行政の取組】

取組内容
○県などと連携し、騒音・振動・悪臭などに関する苦情対応及び指導を行います。
○道路の円滑な通行を促す交差点改良などの整備を行います。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○周囲の迷惑となるような生活音や自動車騒音などを出さないようにします。 ○浄化槽のある家庭では、浄化槽を適正に管理します。
事業者	○工場や建設現場などでの作業を適正に実施し、騒音・振動公害を防止します。 ○悪臭の原因となる施設や設備などを適正に管理し、悪臭被害を防止します。 ○環境保全協定※を締結するなど、地域の環境保全に積極的に取り組みます。

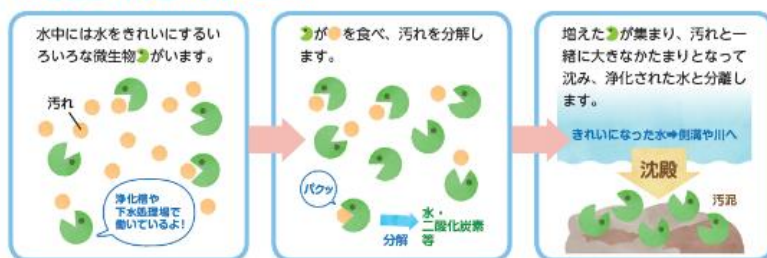
環境豆知識 ～生活排水の処理～

浄化槽を使用して
いる家庭の排水は、
浄化槽の中の微生物
が排水に含まれる汚
れを食べてきれいにし
ています。そして、きれ
いになった排水は側溝
などに流れていきま
す。

下水道に接続して
いる家庭の排水は、

下水処理場まで流れていった後、処理され川や海へ流されます。浄化槽と規模は違いますが、微生物の働きによってきれいにする仕組みは同じです。浄化槽と違い、各家庭での汚泥の定期清掃などは必要ありません。

〈図〉浄化槽・下水道の浄化の仕組み



●排水口に流してはいけないもの

△微生物が食べきれないよ！

※浄化しきれないまま流れていってしまいます。



△微生物が死んじゃうよ！



(4) SDGs との関わり

「生活環境保全」の取組と関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
3 すべての人に健康と福祉を 	3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6.1 2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
11 住み続けられるまちづくりを 	11.6 2030 年までに、大気、土壌及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
14 海の豊かさを守ろう 	14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
15 陸の豊かさを守ろう 	15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

【2】自然・都市共生

本市の 40%以上を占める農地は、農作物の生産だけでなく、生物の生息場所であり、四季の変化などを感じられる場となっています。

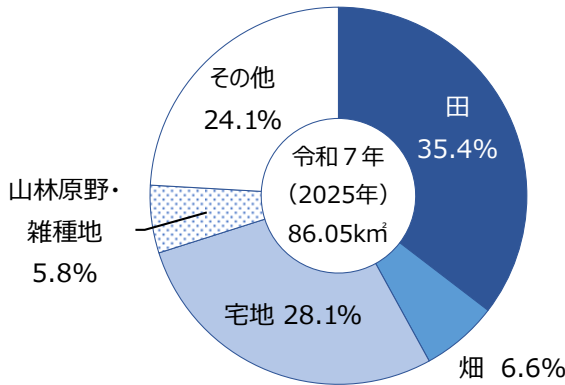
また、河川、公園、街路樹などの水辺空間、緑地空間も自然の恵みを感じられる場であり、自然の持つ様々な機能を失わないようにし、**生物多様性の保全**に努める必要があります。

自然・都市共生の柱では、良好な農地・水辺地と、緑あふれる都市部があり、まち全体で恵み豊かな自然を感じることができる状態を理想とします。

(1) 現 状

- ・土地の利用状況は、宅地より農地の面積のほうが**広**なっています。
- ・公園設置状況は、**令和 7 年（2025 年）** 4 月現在で **110** 箇所 **105.76ha** あり、最も広いのは安城市総合運動公園（20.04ha）です。
- ・令和 7 年（2025 年） 4 月現在で、優良農地※である農振農用地※面積は、**3,240ha** となっており、そのうち 9 割程度の区域では、農地の多面的機能（気候変動緩和、生物の生息場所など）の**保全**を図る地域活動が実施されています。
- ・河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出する多自然川づくりの整備**状況**は、**令和 7 年（2025 年）** 4 月現在で、県管理河川においては、**7,064m**、市管理河川においては、**800m**です。

■ 図 土地の利用状況（本市）



資料：'25 安城の統計

■ 表 公園の設置状況（本市）

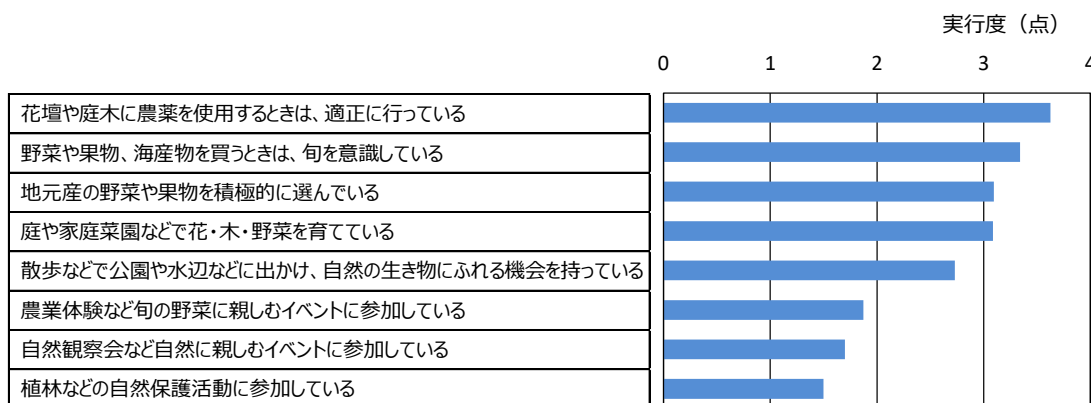
区分	箇所数	面積(ha)
運動公園	1	20.04
地区公園	4	17.47
近隣公園	14	28.45
街区公園	83	26.08
緑地	4	1.86
歴史公園	3	2.38
県営公園	1	5.20
合計	110	105.76

資料：'25 安城の統計

【アンケート調査より】

- ・市民行動調査では、身近な緑化や食材の地産地消・旬産旬消の実行度は高くなっています。その一方で、自然とのふれあいやイベントなどへの参加は実行度が低くなっています。
- ・「生物多様性」について、約 75%の方が言葉の意味を知っている・聞いたこと（見たこと）があると回答しています。

■図 自然との関わりについて（市民）

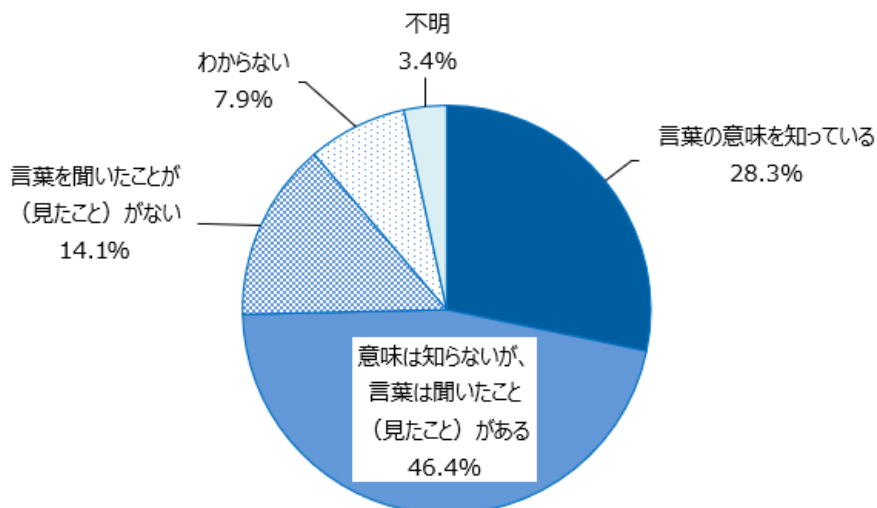


注：実行度 = {（「いつもやっている」の回答数）×4 +（「時々やっている」の回答数）×3 +（「これからやってみる」の回答数）×2 +（「やるつもりはない」の回答数）×1} ÷ {回収数 -（「あてはまらない・分からない」回答数） - 不明数}

※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすことができます。

資料：安城市市民行動調査結果（令和7年5月実施）

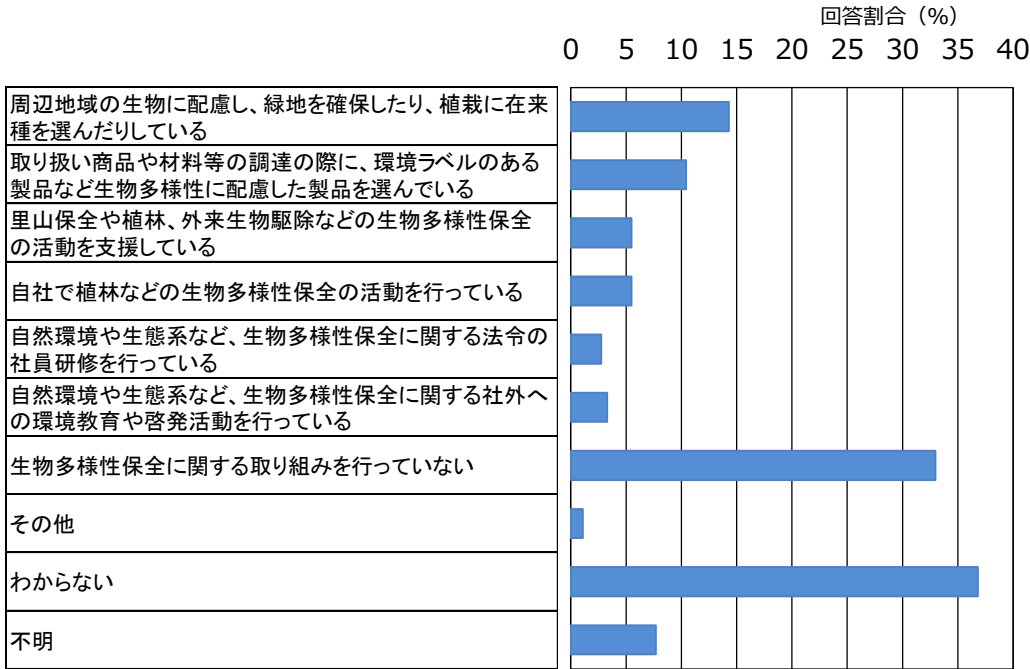
■図 生物多様性の認知度について（市民）



資料：安城市市民行動調査結果（令和7年5月実施）

・事業者取組調査では、「生物多様性の保全」について、多くの事業者が「生物多様性保全に関する取組を行っていない」、「わからない」と回答しています。

■ 図 生物多様性の保全について（事業者）



資料：安城市事業者取組調査結果（令和7年5月実施）

環境豆知識 ～生物多様性～

(2) 指 標

自然環境の状態を確認する項目として、都市公園の面積、農地の多面的機能を**保全**するための地域活動が行われている区域面積率、多自然川づくりで整備した河川の延長距離を指標とします。いずれの指標も、数値が増加することで、市内の自然が豊かになり、**生物多様性の保全が図られ**、自然と都市が共生したまちづくりにつながると考えます。

指 標	基準値 令和元年 (2020年) 4月	最新値 令和 7 年 (2025年) 4月	目標 令和 12 年度 (2030年度)
①都市公園の面積	100.21ha	105.76ha	↑
緑地の創出のため、市内の地区公園・街区公園などの面積を増やします。			
②多面的機能活動 対象区域面積率	90.3%	91.5%	↑
農振農用地※の中で、多面的機能を 保全 する活動が行われている区域の割合を増やします。			
③多自然川づくり整備延長距離	6,600m	7,864m	↑
生物の生息環境と多様な景観を有した、自然が豊かな河川を増やします。			



写真：稲刈り・はざかけ体験の様子



写真：多自然川づくり整備工事（着手前・着手後）

(3) 施策



① 農地・水辺地を守る

本市の農地は「日本デンマーク」を支えた風土の特徴であることから、優れた田園地帯を構成する農地について、無秩序な開発を抑制し、保全を図ることが必要です。

また、水辺地についても、私たちの生活に潤いや安らぎをもたらすだけでなく、生物の生息場所、災害時の減災機能などの役割があることから、適切な保全に努める必要があります。

【行政の取組】

取組内容
○優良農地[※]や都市農地[※]の保全を図ります。 ○農地の多面的機能を保全する地域活動などを促進します。 ○多自然川づくりを推進します。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○農地・水辺地の適切な維持管理をします。 ○農地の多面的機能を保全する地域活動などに参画します。
事業者	○農地・水辺地の適切な維持管理をします。 ○農地の多面的機能を保全する地域活動などに参画します。

環境豆知識 ～長野県根羽村 矢作川水源の森～

② 樹木・草花を生み出す



緑地は、自然の恵みを感じられる場であり、生活の豊かさや心地よさを実感できる景観を形成します。

都市公園や街路樹など公共施設の緑化を推進するだけでなく、民有地においても、生垣や屋上緑化、壁面緑化など様々な緑を増やす必要があります。

【行政の取組】

取組内容
○身近な公園が不足している地域に公園を整備します。 ○公共施設、民有地の緑化を推進します。 ○緑の育成などを行う地域活動などを促進します。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○自身が管理する土地の緑化、適切な管理に取り組みます。 ○緑の育成などを行う地域活動などに参画します。
事業者	○自身が管理する土地の緑化、適切な管理に取り組みます。 ○開発行為の際には、緑の保全や緑化、自然環境に配慮した計画・工事を行います。 ○緑の育成などを行う地域活動などに参画します。

環境豆知識 ～自然再興（ネイチャーポジティブ）～

(4) SDGs との関わり

「自然・都市共生」の取組と関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
11 住み続けられるまちづくりを 	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
15 陸の豊かさも守ろう 	15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

環境豆知識 ～地域循環共生圏～

【3】資源循環

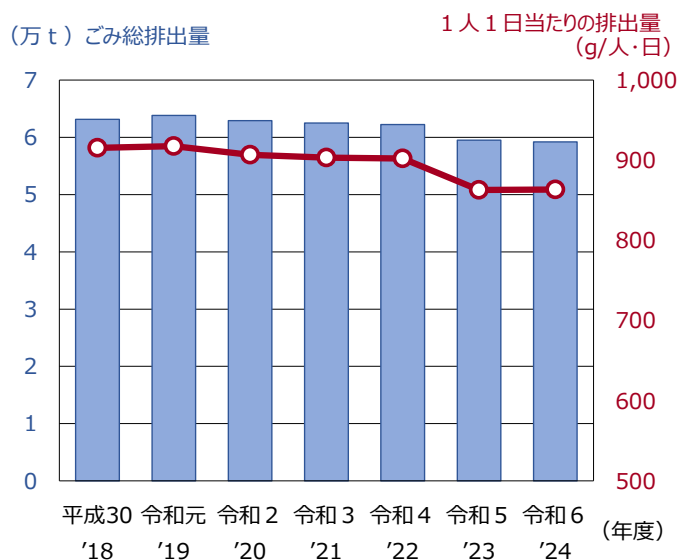
大量生産、大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、最終処分場※のひっ迫に影響を及ぼすなど、ごみ処理を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあります。さらに、ごみ処理は、温室効果ガス※の排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念など、様々な環境問題にも密接に関係しているため、持続可能な形で資源をできる限り長く循環させ、有効利用することが大切です。

資源循環の柱では、ごみの減量、再利用、処理が適正に行われ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減されている状態を理想とします。

(1) 現 状

・市民1人1日当たりのごみの排出量、ごみの総排出量ともに減少傾向にあります。

■図 ごみの排出量（本市）

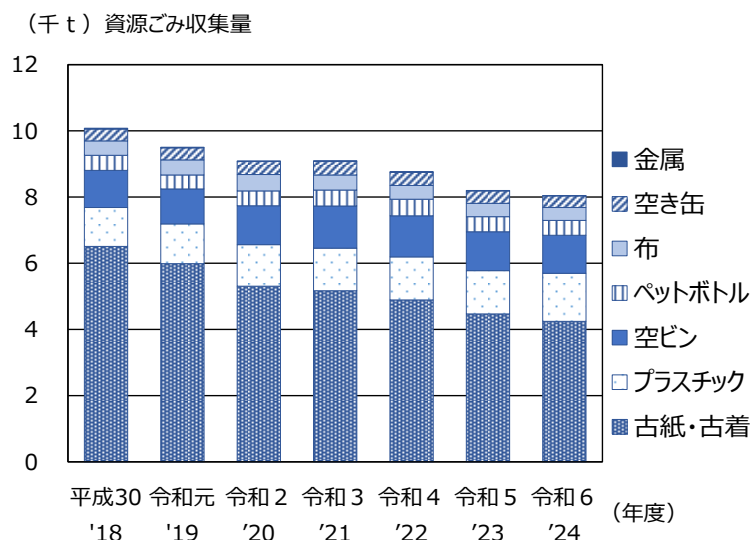


注：ごみ総排出量は、収集量、直接搬入量、集団回収量の合計である。

資料：令和7年度清掃事業概要

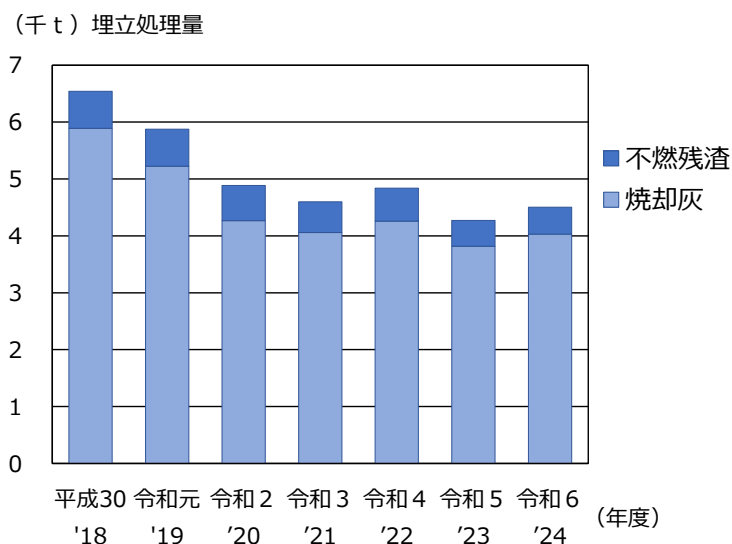
- ・資源ごみは古紙・古着を中心に収集量の減少傾向が続いていますが、これはネットメディアの普及や書籍の電子化が進んだことによる新聞・雑誌などの発行部数の減少が影響しているものと考えられます。
- ・埋立処理量（焼却灰、不燃残渣）は、令和元年度から焼却灰のセメント原料化を開始したことに伴い減少しています。

■ 図 資源ごみ収集量の推移（本市）



資料：'25 安城の統計

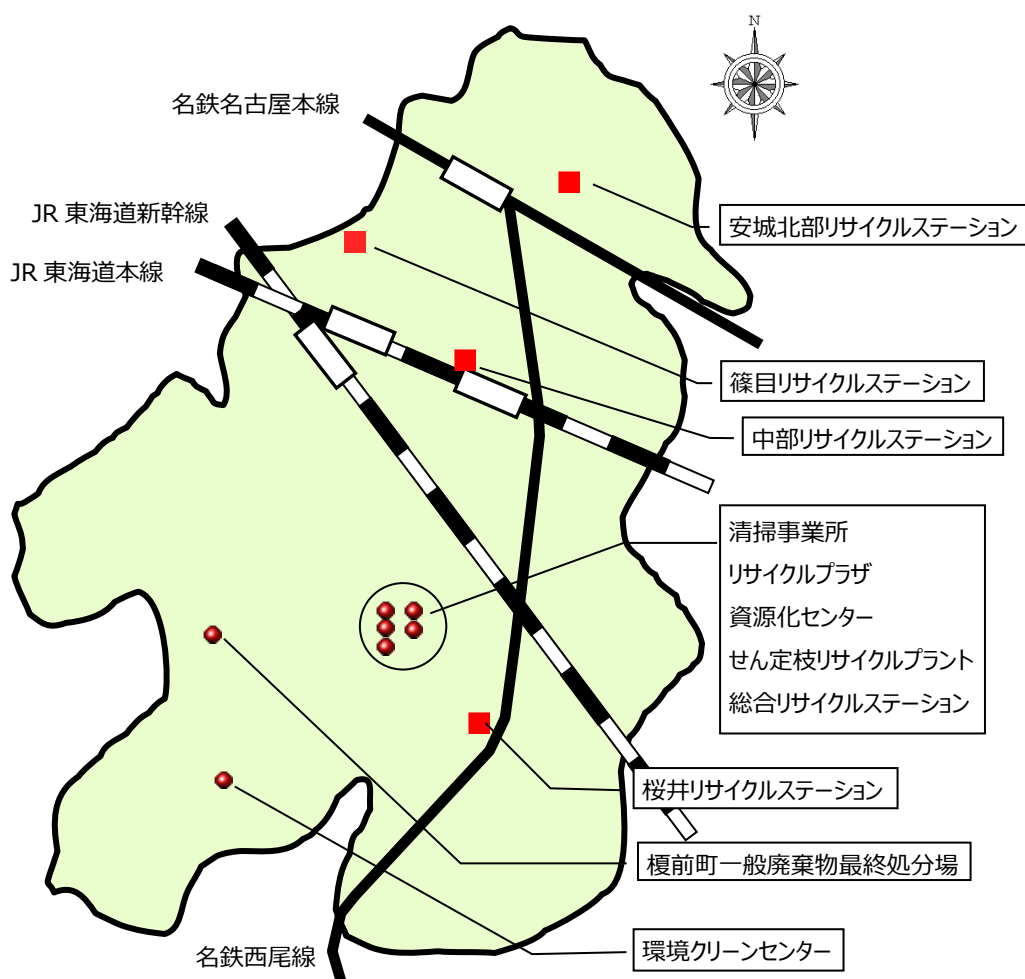
■ 図 埋立処理量の推移（本市）



資料：令和7年度清掃事業概要

- ・安城市環境クリーンセンターに持ち込まれる、事業系一般廃棄物[※]の搬入物検査の実施と事業者向けガイドブックの配布により、市の施設では本来処理していない産業廃棄物[※]の混入防止を図っています。

■図 施設地図



写真：清掃事業所



写真：リサイクルプラザ



写真：資源化センター



写真：せん定枝リサイクルプラント



写真：環境クリーンセンター
(ごみ焼却施設)

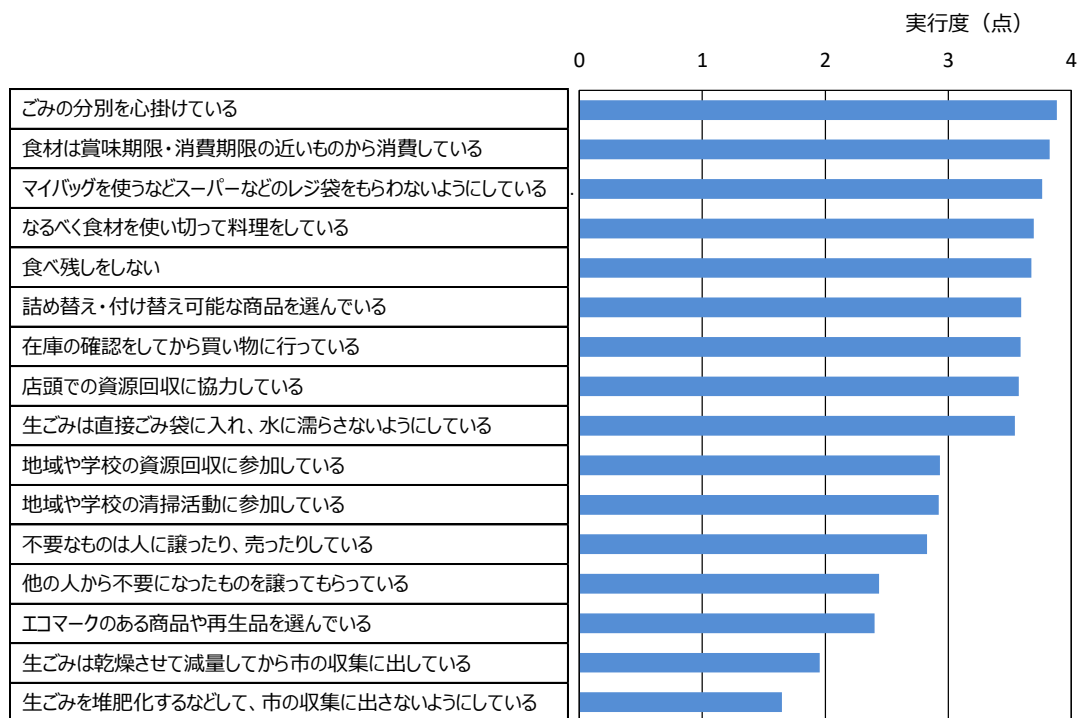


写真：環境クリーンセンター
(し尿処理施設)

【アンケート調査より】

- ・市民行動調査では、ごみ分別や食品ロスに関する取組を多くの市民が実行していることが分かります。その一方で、生ごみの減量化や、リユース、再生品の購入は実行度が低くなっています。

■図 買い物とごみについて（市民）



注：実行度＝{（「いつもやっている」の回答数）×4＋（「時々やっている」の回答数）×3
 ＋（「これからやってみる」の回答数）×2＋（「やるつもりはない」の回答数）×1}
 ÷ {回収数－（「あてはまらない・分からない」回答数）－不明数}
 ※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすことができます。

資料：安城市市民行動調査結果（令和7年5月実施）

環境豆知識 ～安城市さわやかマナーまちづくり条例～

「安城市さわやかマナーまちづくり条例」は、平成27年（2015年）4月に施行されました。6つのさわやかマナーの普及を通じて、快適で安全な生活環境の形成を目指しています。



ポイ捨てを
やめよう



路上喫煙を
やめよう



ペットのふん
は持ち帰ろう



ちらしを
散乱させない



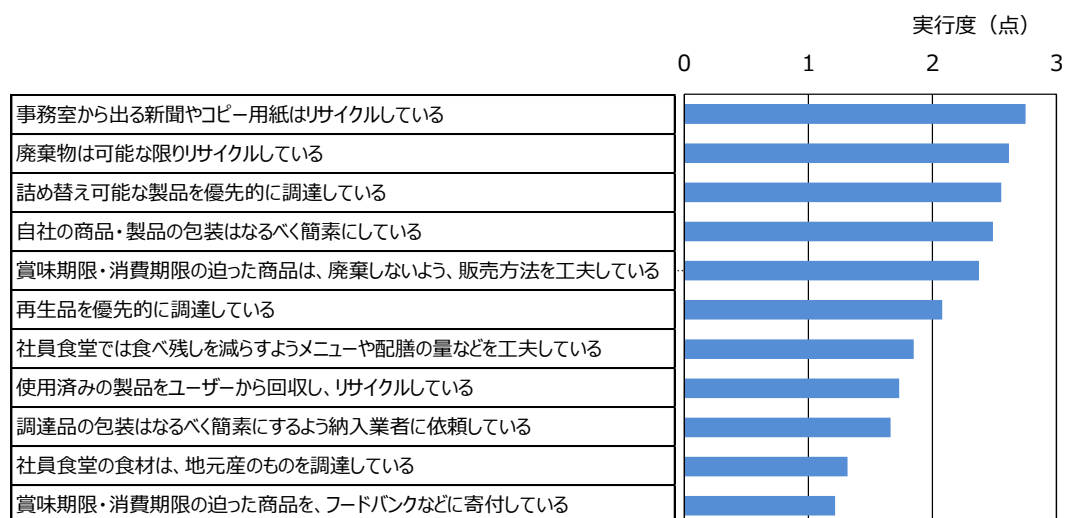
歩きスマホ
をやめよう



落書きを
やめよう

- ・事業者取組調査では、リサイクルを行うだけでなく、詰め替え可能な製品の調達・包装の簡素化・廃棄商品を減らすことによるごみの減量についても実行度が高くなっています。食品ロスに関する取組は、実行度が低くなっています。

■図 省資源・リサイクルについて（事業者）



注：実行度＝{（「実行している」の回答数）×3＋（「今後2年以内に取り組む予定」の回答数）×2

1. ＋（「今後5年以内に取り組む予定」の回答数）×1＋（「現在予定していない」の回答数）×0}

÷ {回収数－（「あてはまらない」回答数）－不明数}

※実行度は3に近いほど、「実行している事業所が多い」とみなすことができます。

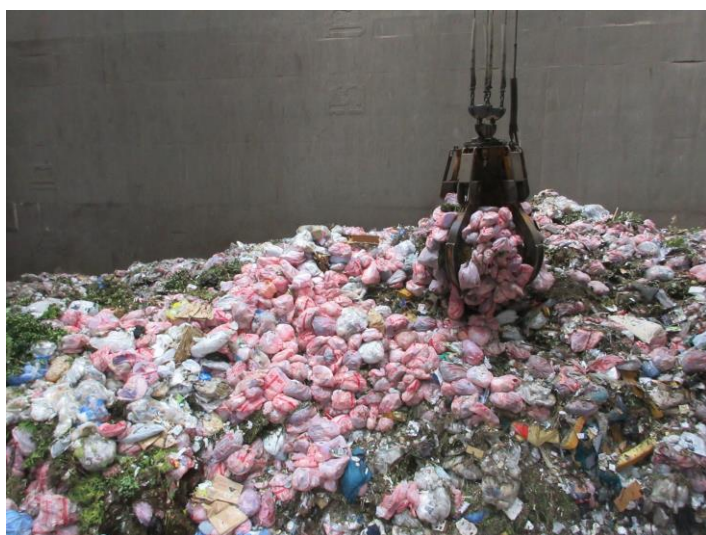
資料：安城市事業者取組調査結果（令和7年5月実施）

環境豆知識 ～循環経済（サーキュラーエコノミー）～

(2) 指 標

市民・事業者が、ごみの減量に取り組んでいることを把握するため、1人1日当たりのごみ排出量を指標とします。また、環境クリーンセンターやリサイクルプラザで処理した後に発生した焼却灰・不燃残渣の最終埋立処分量を指標とします。いずれの指標も数値が減少することで、ごみの減量と適正な処理が行われていると考えます。

指 標	基準値 令和元年度 (2019 年度)	最新値 令和 6 年度 (2024 年度)	目標 令和 12 年度 (2030 年度)
① 1 人 1 日当たりのごみ 排出量	918g/人・日	863g/人・日	↓
家庭系ごみ、事業系ごみの排出量を減らします。			
②最終埋立処分量	5,878t	4,503t	↓
適正なごみ分別処理を行うことで、埋立処分をする量を減らします。			



写真：ごみピットの様子（環境クリーンセンター）



写真：不燃残渣処理の様子（榎前最終処分場）

(3) 施策

① ごみの発生を抑制する



天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減していくためには、リサイクルに先立ち、日常生活や事業活動などに伴うごみの発生そのものを減らす取組を優先することが重要です。

不要なものをもらわないようにする「リフューズ」、物をすぐにごみにすることをしない「リデュース」、不要になったものを再利用する「リユース」を促進することが必要です。

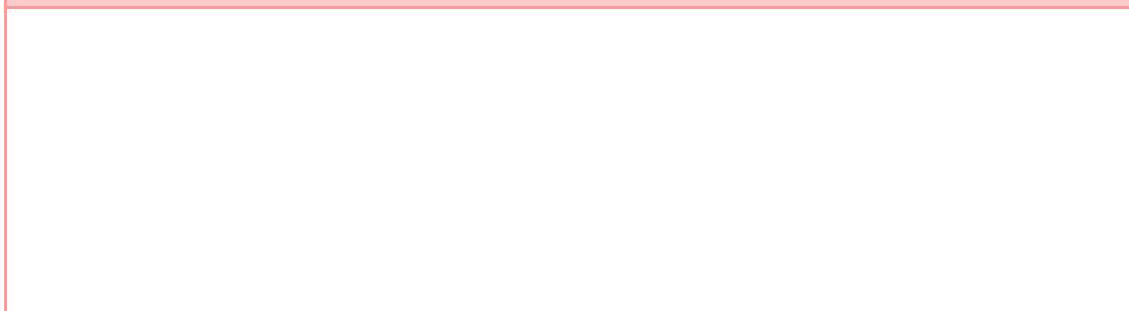
【行政の取組】

取組内容
○食品ロスや生ごみの削減を促進します。 ○プラスチックごみの削減を促進します。 ○ごみの減量に取り組む地域活動などを促進します。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○すぐにごみになるようなものは手に入れないようにします。 ○食品ロスや生ごみを出さないように購入・調理をします。 ○ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に取り組みます。 ○壊れたものや不要になったものを安易に捨てず、修理したり、他の用途で使ったり、人に譲ったりするようにします。 ○ごみの減量に取り組む地域活動などに参画します。 ○地域の行事などに伴うごみの発生量の削減に取り組みます。
事業者	○事業活動に伴うごみの発生量の削減に取り組みます。 ○簡易包装やごみとなるものが少ない製品の開発や製造、販売を行います。 ○ごみの減量に取り組む地域活動などに参画します。

環境豆知識 ～食品ロス～





② リサイクルを推進する

リフューズ、リデュース、リユースの取組を行っても、最終的にはごみとして不要となるものが発生します。不要となったものについても、再び資源として利用することで、天然資源の消費を抑制することができます。

限りある天然資源を有効に活用し、最終埋立処分量の削減などを図るため、適正かつ積極的なリサイクルを推進する必要があります。

【行政の取組】

取組内容
○リサイクルに取り組みやすい環境整備を行います。 ○プラスチック資源の一括回収・再資源化を行います。 ○せん定枝[※]の再資源化を行います。 ○焼却灰の再資源化を推進します。 ○資源回収事業を行う地域活動などを促進します。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○「ごみの出し方・分け方」を守り、資源ごみがきちんとリサイクルされるようにします。 ○生ごみはたい肥などにして活用します。 ○資源回収事業を行う地域活動などに参画します。
事業者	○事業活動に伴うごみのリサイクルに取り組みます。 ○リサイクル資材を使用したり、リサイクルしやすい製品の開発や製造、販売を行ったりします。 ○食品残渣の堆肥化・飼料化に取り組みます。 ○資源回収事業を行う地域活動などに参画します。

環境豆知識 ～プラスチック資源一括回収～

③ 適正なごみ処理を行う



ごみの発生抑制を進めた上で排出されるごみについては、リサイクルできるごみ（資源）と、リサイクルできないごみとの分別を徹底し、それぞれを適正に処理することで、環境負荷の軽減を図ることができます。

ポイ捨てや不法投棄は、景観の悪化を招いたり、土壌や河川を汚染したりする原因となります。リサイクルできるごみを燃やしてしまうと、資源が無駄になるだけでなく、二酸化炭素を発生させ、地球温暖化の原因にもなります。また、最終埋立処分量も増えることとなります。

ごみ処理における環境負荷の軽減、処理経費の削減を図るためにも、ごみは適正に処理をする必要があります。

【行政の取組】

取組内容	
○正しいごみの出し方について周知徹底を図ります。	
○地域と連携し、ごみステーションの適切な管理を行います。	
○事業系ごみの適正処理に関する指導などを行います。	
○不法投棄の防止を図ります。	
○地域美化やポイ捨て防止を行う地域活動などを促進します。	

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○「ごみの出し方・分け方」を守り、適正にごみを分別処理します。 ○ごみステーションをきれいに保ちます。 ○ポイ捨てや不法投棄はしません。 ○自身が管理する土地にポイ捨てや不法投棄がされないようにします。 ○地域美化やポイ捨て防止を行う地域活動などに参画します。 ○地域の行事などで出たごみを正しく分別し、処理します。
事業者	○一般廃棄物[※]と産業廃棄物[※]を正しく分別し、適正な処理を行います。 ○不法投棄はしません。 ○自身が管理する土地にポイ捨てや不法投棄がされないようにします。 ○地域美化やポイ捨て防止を行う地域活動などに参画します。

(4) SDGs との関わり

「資源循環」の取組と関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
6 安全な水とトイレを世界中に 	6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
11 住み続けられるまちづくりを 	11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
12 つくる責任 つかう責任 	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
14 海の豊かさを守ろう 	14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

【4】地球温暖化対策

地球温暖化を抑制するため、その原因である温室効果ガス※排出量を削減する対策が急務となっています。環境省の報告では、日本全体から排出される温室効果ガスのうち、二酸化炭素が90%以上を占めています。二酸化炭素の発生要因は主に石油や天然ガスなどの化石燃料の使用によるもので、電気の利用も発電時の石炭や天然ガスなどの使用に伴い、間接的に二酸化炭素を発生させています。また、そうしたエネルギー起源の二酸化炭素とは別に、プラスチックごみを焼却する際にも二酸化炭素は発生します。

本計画では、最も排出量が多く、人々の努力で削減可能な二酸化炭素を温室効果ガスとして扱うこととします。

地球温暖化対策を進めるうえでは省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用、移動・輸送における燃料の削減など、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」を進めます。また、気候変動による影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応策」についても同時に進めていきます。

地球温暖化対策の柱では、温室効果ガス排出量を減らし地球温暖化の原因をできるだけ抑えるとともに、気候変動への適応策が図られた状態を理想とします。

対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	部門	排出源
エネルギー起源二酸化炭素	産業、家庭、業務、運輸	各部門のエネルギー使用に伴う排出
非エネルギー起源二酸化炭素	一般廃棄物※	プラスチックごみの焼却に伴う排出

(1) 現 状

- ・本市は、令和4年（2022年）5月に2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ表明を行いました。
- ・令和7年（2025年）3月に安城市ゼロカーボンシティ推進戦略を策定し、令和12年度（2030年度）において、温室効果ガス排出量平成25年度（2013年度）比で46%以上を目標に掲げ、施策を進めています。
- ・本市の温室効果ガス排出量の内訳では、製造業などの産業部門が最も多く、半分以上を占めています。
- ・平成25年度（2013年度）から温室効果ガス排出量は減少する傾向が見られるものの、目標達成にはさらなる努力が必要です。

■表 安城市の温室効果ガス※排出量の推移

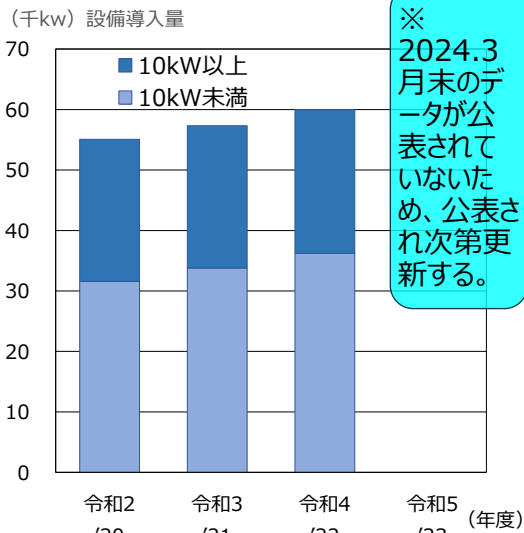
単位：千 t-CO₂

区分/年度	西暦	2013	2019	2020	2021	2022
	和暦	平成 25	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
産業部門		891	923	784	793	660
	製造業	873	904	769	777	646
	建設業・鉱業	8	6	6	7	7
	農林水産業	10	13	9	9	8
業務その他部門		297	222	199	230	210
家庭部門		240	199	205	192	196
運輸部門		330	308	280	277	285
	旅客自動車	205	190	167	163	172
	貨物自動車	111	106	101	103	103
	鉄道	14	12	12	11	11
一般廃棄物		28	20	32	28	30
排出量合計		1,786	1,673	1,500	1,520	1,381

資料：安城市環境都市推進課

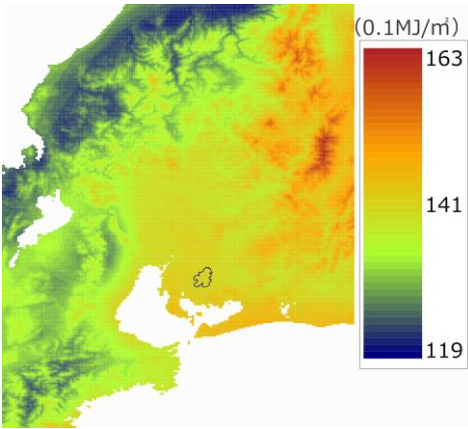
・本市は、年間を通じて日照に恵まれており、太陽光発電システムの導入に向いているといえます。固定価格買取制度※の導入により、太陽光発電システムが増加しています。

■図 太陽光発電システム導入容量の推移
(本市)



資料：固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト
B 表市区町村別認定・導入量

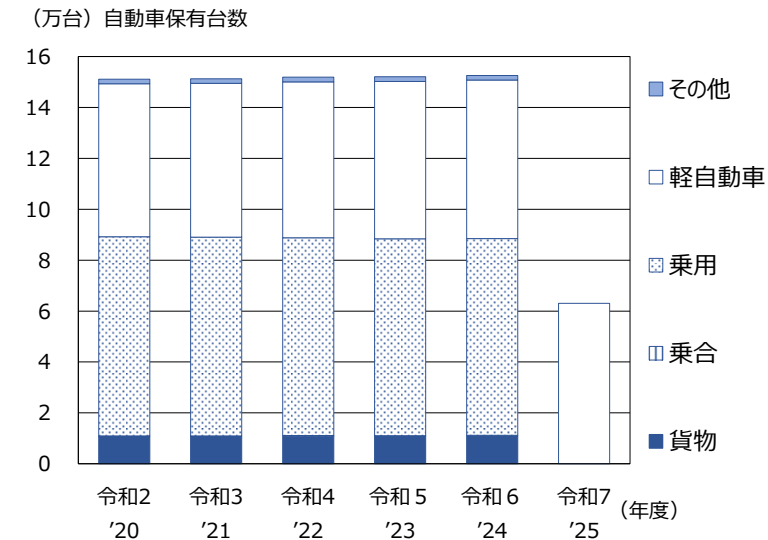
■図 全天日射量 年平均



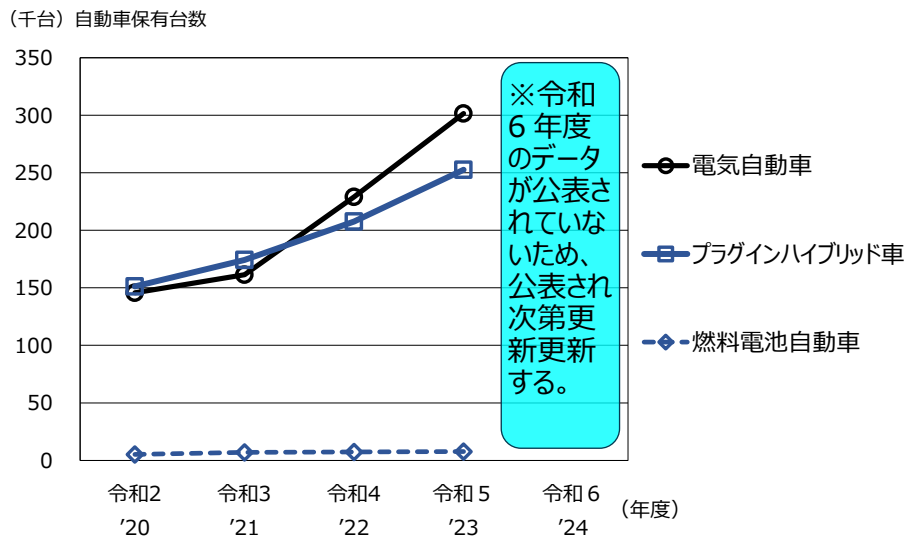
資料：気象庁平年値メッシュ
(平成 3 (1991 年) ~令和 2 年
(2020 年) の平年値)

- ・本市では、自動車保有台数が**増加傾向にあります**。
- ・全国では、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車※、燃料電池自動車※の普及が進んでいます。

■図 自動車保有台数の推移（本市）



■図 次世代自動車保有台数の推移（全国）



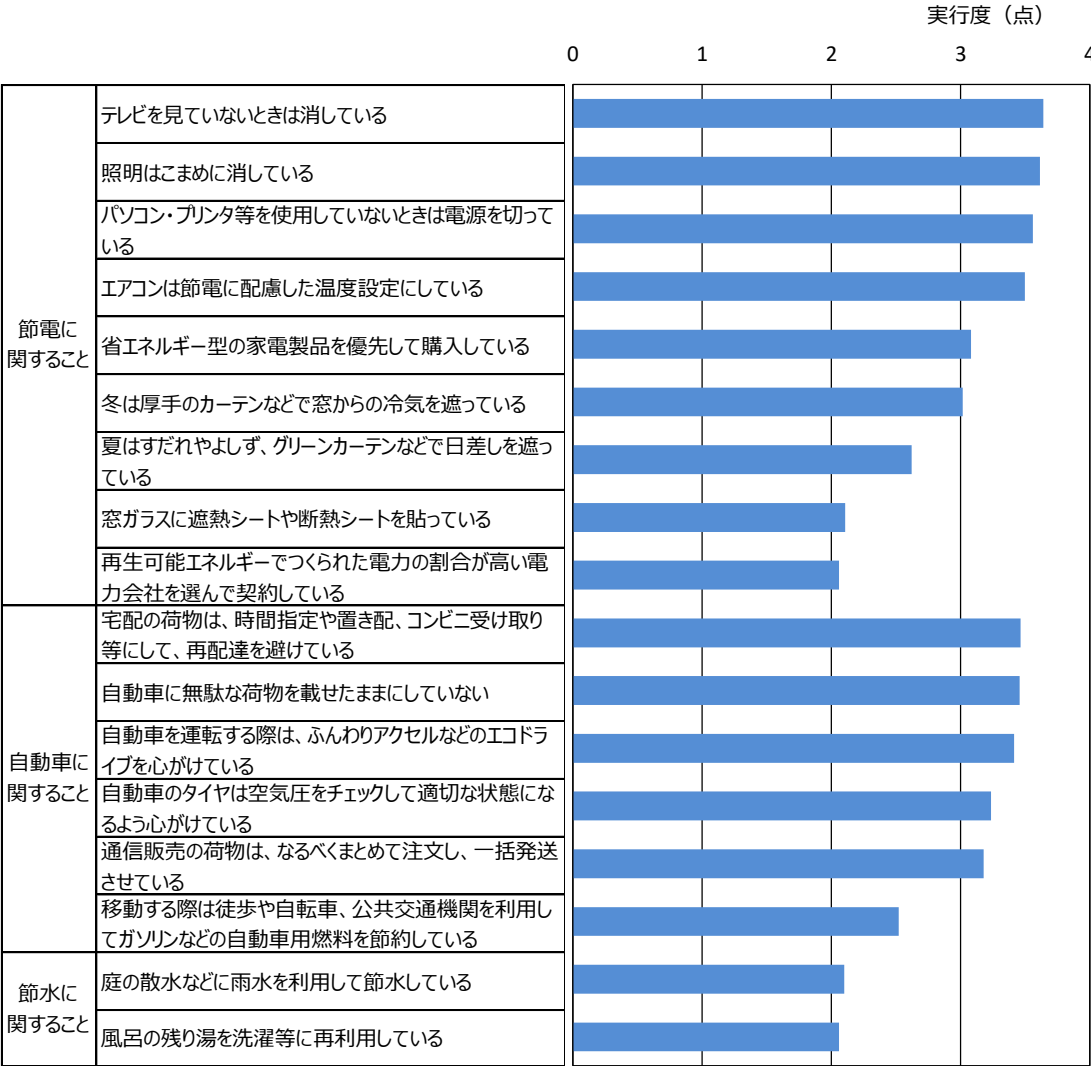
注：各年度末現在

資料：一般社団法人次世代自動車振興センター ウェブサイト

【アンケート調査より】

・市民行動調査では、電源のこまめなオンオフなどの実行度は高くなっているものの、住宅の断熱性の向上や環境負荷が低い電力の選択を図る取組は、実行度が低くなっています。自動車に関しては、運転時の取組や配達の効率化について実行度が高くなっているものの、公共交通の利用は実行度が低くなっています。節水に関しては、雨水の利用や風呂の残り湯の再利用の実行度が低くなっています。

■ 図 電気や燃料等の節約について（市民）

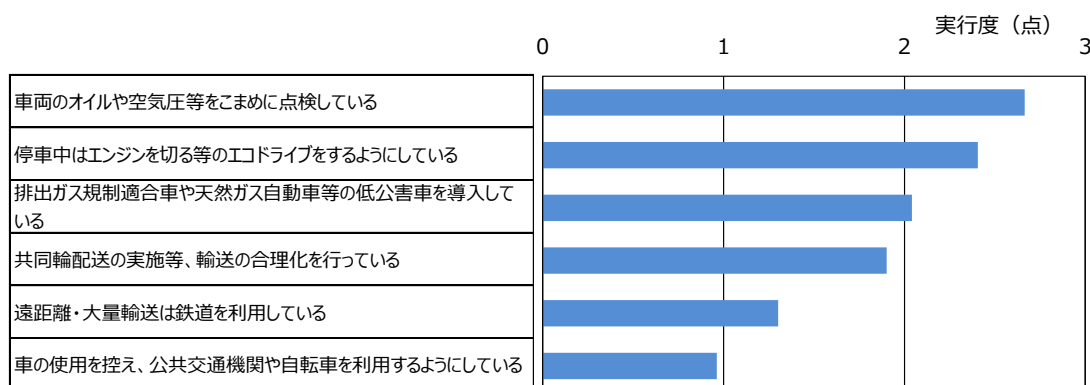


注：実行度＝ {（「いつもやっている」の回答数）×4＋（「時々やっている」の回答数）×3
＋（「これからやってみる」の回答数）×2＋（「やるつもりはない」の回答数）×1}
÷ {回収数－（「あてはまらない・分からない」回答数）－ 不明数}
※実行度は3以上あれば、多くの市民が「やっている」とみなすことができます。

資料：安城市市民行動調査結果（令和7年5月実施）

- ・事業者取組調査では、運転時の取組については実行度が高くなっているものの、公共交通の利用は実行度が低くなっています。

■ 図 自動車の運用について（事業者）



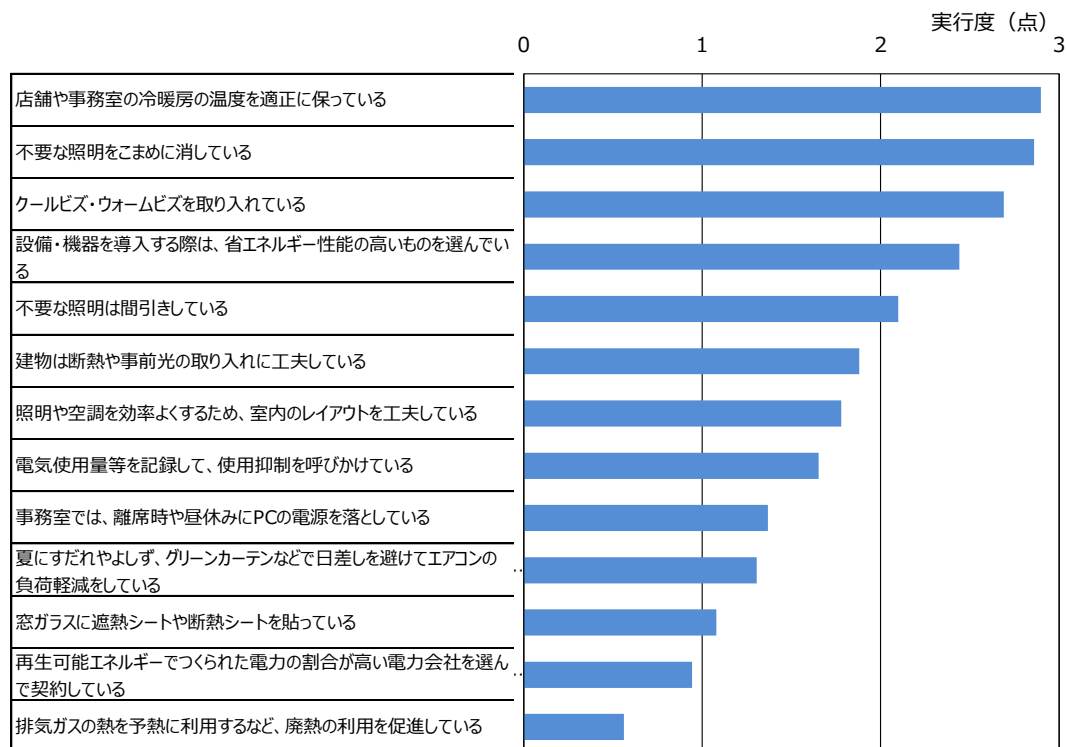
注：実行度＝{（「実行している」の回答数）×3＋（「今後2年以内に取り組む予定」の回答数）×2＋（「今後5年以内に取り組む予定」の回答数）×1＋（「現在予定していない」の回答数）×0}÷{回収数－（「あてはまらない」回答数）－不明数}

※実行度は3に近いほど、「実行している事業所が多い」とみなすことができます。

資料：安城市事業者取組調査結果（令和7年5月実施）

- ・事業者取組調査結果では、冷暖房の適切な温度設定や、電源のこまめなオンオフの実行度は高くなっています。

■ 図 省エネ・節電について（事業者）



注：実行度＝{（「実行している」の回答数）×3＋（「今後2年以内に取り組む予定」の回答数）×2＋（「今後5年以内に取り組む予定」の回答数）×1＋（「現在予定していない」の回答数）×0}÷{回収数－（「あてはまらない」回答数）－不明数}

※実行度は3に近いほど、「実行している事業所が多い」とみなすことができます。

資料：安城市事業者取組調査結果（令和7年5月実施）

(2) 指 標

国の地球温暖化対策計画で令和3年（2021年）に定められた中期目標をもとに、安城市での温室効果ガス※排出量を令和12年度（2030年度）に、平成25年度（2013年度）比で46%以上減らすことを指標とします。

指 標	基準年度 平成 25 年度 (2013 年度)	最新値 令和 4 年度 (2022 年度)	目標 令和 12 年度 (2030 年度)
①温室効果ガス排出量	1,786 千 t-CO ₂	1,381 千 t-CO ₂	959 千 t-CO ₂ (2013年度比46%以上減)
化石燃料由来のエネルギーの使用量を抑制し、温室効果ガス排出量を減らします。			



写真：太陽光発電パネルが設置された住宅



写真：燃料電池自動車（左）・プラグインハイブリッド自動車（右）

(3) 施策



① 省エネルギーに取り組む

現在、主要なエネルギーである電気は、多くが化石燃料を燃焼させて作られており、私たちは直接的・間接的にエネルギーを化石燃料に依存して活動しています。温室効果ガス[※]の排出量を減らすため、省エネルギーにつながる生活様式、事業活動の定着と、省エネルギーな高効率機器の導入を推進する必要があります。

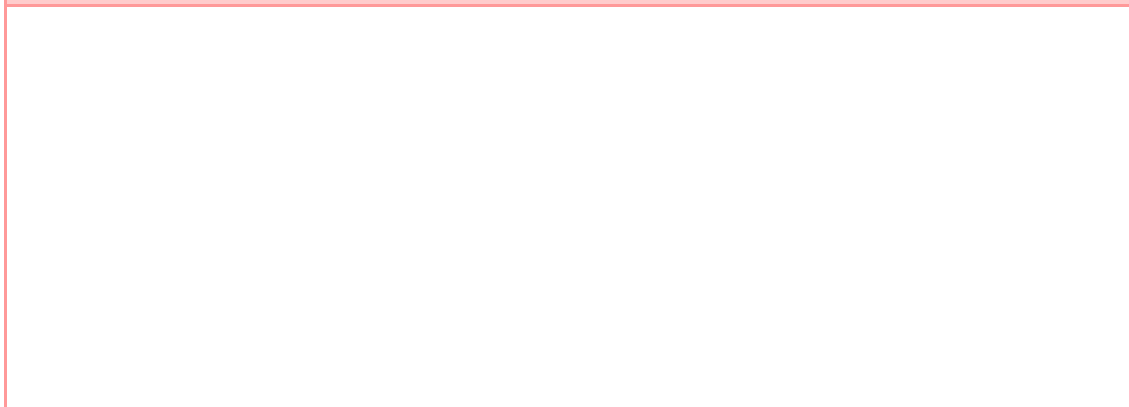
【行政の取組】

取組内容
○省エネルギー機器などの普及を促進します。 ○クール&ウォームシェアを推進します。 ○デコ活を推進します。 ○公共施設の省エネルギー化を推進します。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○住宅を断熱リフォームし、冷暖房によるエネルギー使用量を削減します。 ○LED 照明など電気消費量が少ない家電製品などを使用します。 ○クールビズ・ウォームビズに取り組みます。 ○クール&ウォームシェアに取り組みます。
事業者	○省エネ診断を実施し、エネルギー使用量の削減を図ります。 ○LED 照明やコージェネレーションシステムなど省エネ効果の高い機器・設備などを使用します。 ○クールビズ・ウォームビズに取り組みます。 ○クール&ウォームシェアに取り組みます。

環境豆知識 ～クール&ウォームシェア～





② 再生可能エネルギーを活用する

再生可能エネルギーは、石油、石炭、天然ガスなどといった有限な資源である化石燃料とは違い、太陽光や風力、地熱、動植物に由来する有機物など、自然界に常に存在するエネルギーです。

温室効果ガス[※]の排出量を減らすため、化石燃料に由来したエネルギーから、再生可能エネルギーへ切り替えていく必要があります。

【行政の取組】

取組内容
○再生可能エネルギーの導入を促進します。 ○新たなエネルギーや技術について調査研究を行います。 ○環境クリーンセンターでのごみ焼却による余熱や余剰電力の活用を行います。 ○再生可能エネルギーを活用した電力事業者と電気契約します。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○太陽光発電システムや蓄電池などを活用します。 ○再生可能エネルギーを活用した電力事業者と電気契約します。
事業者	○太陽光発電システムや蓄電池などを活用します。 ○再生可能エネルギーを活用した電力事業者と電気契約します。

環境豆知識 ～ゼッチゼブ ZEH・ZEB～



③ ガソリンなどの使用量を減らす

移動・輸送に伴い排出される温室効果ガス[※]の多くが、ガソリン・ディーゼル自動車[※]に由来しています。

温室効果ガスの排出量を減らすため、エネルギー効率の高い次世代自動車の導入、公共交通や自転車[※]の利用などを推進する必要があります。

【行政の取組】

取組内容
○次世代自動車の普及を促進します。 ○公共交通や自転車の利用を促進します。 ○道路の円滑な通行を促す交差点改良などの整備を行います。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○次世代自動車など排気ガスの排出量が少ない自動車を利用します。 ○アイドリング[※]ストップなどのエコドライブをします。 ○公共交通や自転車、徒歩で移動します。 ○宅配便は一度で受け取ります。
事業者	○次世代自動車など排気ガスの排出量が少ない自動車を利用します。 ○アイドリングストップなどのエコドライブをします。 ○公共交通や自転車、徒歩で移動します。 ○物流の合理化を図るなど、自動車の走行量を減らします。 ○在宅ワークやオンライン会議を活用するなど、移動を減らします。

環境豆知識 ～デコ活～

④ 気候変動に適応する

気候変動を抑えるためには、緩和策が最も必要かつ重要な対策ですが、緩和策の効果が現れるには長い時間がかかります。最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。そのため、気候変動によって既に起きている被害や将来予測される被害を回避・軽減するための適応策も同時に進める必要があります。また、気候変動が私たちにとって有利に働くことを活用する適応策も考えられ、こうした気候変動がもたらす正の影響も生かしていく視点も大切です。



資料：緩和と適応（気候変動適応情報プラットフォーム）

【行政の取組】

取組内容	
○	県と協力し、農作物などへの影響を回避・軽減する適応技術導入や品種転換などを促進します。
○	豪雨による水害を減らす雨水貯留浸透施設※などの整備や水田貯留の推進を行います。
○	洪水が起きた場合の浸水被害を予測した水害ハザードマップの周知を図ります。
○	熱中症の予防・対処法の周知を図ります。
○	クーリングシェルターを設置します。

【市民・事業者に期待される取組】

主体	取組内容
市民	○豪雨や洪水などの災害に備えます。 ○家庭での雨水貯留浸透施設を整備します。 ○熱中症にならないよう予防します。
事業者	○気候変動の影響についての情報を収集・整理し、適応への取組や適応技術の開発などに取り組みます。 ○農作物などへの影響を回避・軽減する適応技術導入や品種転換などに取り組みます。 ○豪雨や洪水などの災害に備えます。 ○雨水貯留浸透施設などの整備や水田貯留の推進を行います。 ○職場における熱中症対策を実施します。

(4) SDGs との関わり

「地球温暖化対策」の取組と関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
11 住み続けられるまちづくりを 	11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
12 つくる責任 つかう責任 	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
13 気候変動に具体的な対策を 	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

【5】環境学習・環境行動

生活環境保全、自然・都市共生、資源循環、地球温暖化対策という施策の柱を推し進めるには、市民一人ひとりが意識し、行動することが必要です。

土台である「環境学習・環境行動」では、4つの柱の礎となる環境意識を高めるため、市民・事業者・行政が環境問題の現状や、取組の方法を知り、効果などをお互いに伝え、主体的にまたは協働で行動している状態を理想とします。

「生活環境保全」、「自然・都市共生」、「資源循環」、「地球温暖化対策」の4つの柱の施策におけるそれぞれの取組は、下記の施策が伴っていることが重要です。

(1) 施策

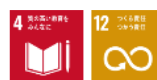
① 情報を発信する・収集する

紙媒体やインターネット、SNS など様々なメディアを利用して、各主体が環境情報の効果的な発信と収集を行い、相互に啓発し合います。



② 学ぶ・体験する

各主体が、それぞれの立場から、得意とする分野において、その知識を共有し、活動のすそ野を広めていくことが有効です。例えば事業者では、一般には知られていない取組を、広く周知することで社会に貢献できることがあります。相互に教えあい、理解を深めながら環境意識を高めていきます。



③ 行動する

各主体が、環境に配慮した行動を実践し、環境負荷の軽減に貢献していきます。



【行政の取組】

取組内容
○環境行動に繋がる情報の提供、周知・啓発を行います。 ○環境学習拠点「エコきち」をはじめ、学校や公民館などでの環境学習事業・意識啓発事業を行います。 ○市民団体などとの環境協働事業を推進します。 ○行政自身が一事業者として、市民・事業者にも率先した環境行動を行い、その内容について周知・広報します。

【市民・事業者にも期待される取組】

主体	取組内容
市民	○環境情報に関心を持ち、収集します。 ○環境に配慮した行動を実践します。 ○環境講座、環境イベントなどに参加します。 ○環境に関する地域活動などに参画します。 ○環境に良い行動をする仲間を増やします。
事業者	○環境情報に関心を持ち、収集します。 ○環境に配慮した事業活動を実施します。 ○環境講座、環境イベントなどを実施したり、支援したりします。 ○環境に関する地域活動などに参画したり、支援したりします。 ○自身の環境行動について周知・広報し、仲間を増やします。

環境豆知識 ～わくわくネイチャースクール～

(2) SDGs との関わり

「環境学習・環境行動」の取組と関連する SDGs の目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
4 質の高い教育をみんなに 	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
12 つくる責任 つかう責任 	12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
17 パートナリープで目標を達成しよう 	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

環境豆知識 ～エコさち～

2. 計画の体系

(1) 体系図



(2) 目的・状態・指標のまとめ

生活環境保全

- 目的 人が安心して生活するため
- 状態 大気・水などが良好な状態にあること
- 指標

指標	基準値 令和元年度 (2019年度)	最新値 令和6年度 (2024年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
①大気環境基準 [※] 達成率	100%	100%	100%
②水質環境基準達成率	64%	86%	100%
③道路騒音の要請限度 [※] 達成率	100%	100%	100%
④ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%	100%

自然・都市共生

- 目的 良好な自然環境を守るため
- 状態 農地・水辺地などの自然環境が保たれる適正な土地利用を行っていること
- 指標

指標	基準値 令和2年 (2020年)4月	最新値 令和7年 (2025年)4月	目標 令和12年度 (2030年度)
①都市公園の面積	100.21ha	105.76ha	↑
②多面的機能活動対象区域面積率	90.3%	91.5%	↑
③多自然川づくり整備延長距離	6,600m	7,864m	↑

資源循環

- 目的 限りある資源を大切にするため
- 状態 廃棄物の減量、再利用、処理を適正に行っていること
- 指標

指標	基準値 令和元年度 (2019年度)	最新値 令和6年度 (2024年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
①1人1日当たりのごみ排出量	918g/人・日	863g/人・日	↓
②最終埋立処分量	5,878t	4,503t	↓

地球温暖化対策

- 目的 地球温暖化を緩和させるため
- 状態 二酸化炭素などの温室効果ガス[※]の排出量が少ない社会構造であること
- 指標

指標	基準年度 平成25年度 (2013年度)	最新値 令和4年度 (2022年度)	目標 令和12年度 (2030年度)
①温室効果ガス排出量	1,786千t-CO ₂	1,381千t-CO ₂	959千t-CO ₂

環境学習・環境行動

- 目的 4つの計画の柱を推進する環境意識を高めるため
- 状態 市民・事業者・行政が皆主体的に単独または協働で行動していること

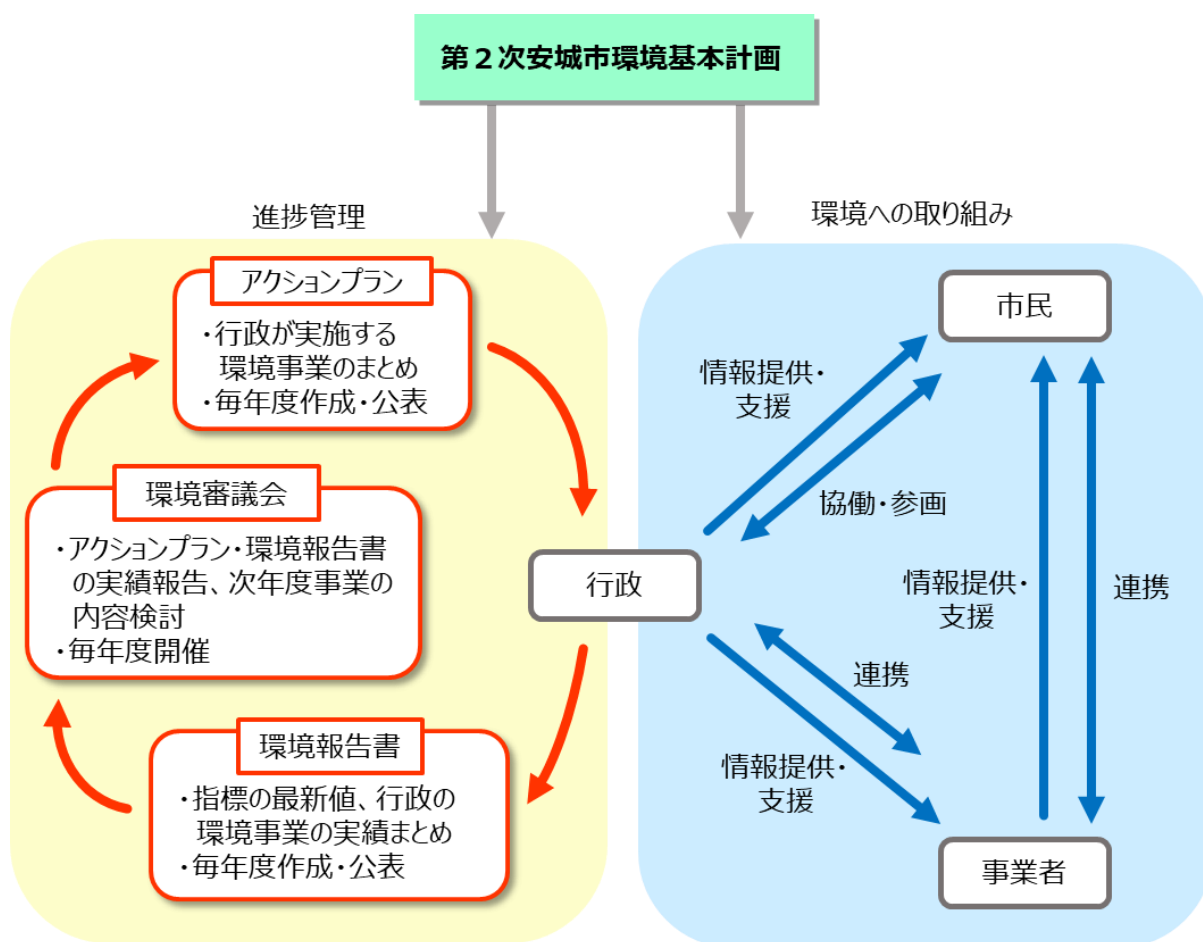
第4章 計画の推進と進捗管理

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たし、協働することが必要です。

行政が実施する事業については、安城市総合計画における実施計画や、予算に基づき毎年度内容が決定されることから、当該年度に各担当課が実施する施策を取りまとめた「アクションプラン」を作成・公表し、直接事業を実施し、また、市民や事業者の環境行動の実施を支援します。

そして、年度終了後には、各担当課の施策の結果及び各柱の指標の最新数値を取りまとめた「環境報告書」を作成・公表します。

取りまとめた結果や最新数値については、安城市環境審議会にて報告し、以降の各担当課の施策の見直しを検討し、本計画の実効性を高めていきます。



資料編

第2次安城市環境基本計画
令和8年（2026年）3月改定版

安城市 環境部 環境都市推進課
〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号
TEL : 0566-76-1111（代表）
FAX : 0566-76-1112
